



富田林市国土強靭化地域計画

令和 2 (2020) 年度

(素案)

令和 3 (2021) 年 3 月



目 次

はじめに.....	1
第1章 市の特性	2
第1 地域特性	2
第2 災害想定	6
第2章 基本的な考え方	12
第1 国土強靭化の取り組みについて	12
第2 市が取り組む意義	13
第3 計画の位置づけと期間	13
第4 基本的な方針	14
第3章 脆弱性評価	18
第1 評価の枠組みと手順	18
第2 評価の実施	20
第4章 具体的な取り組みの推進	21
第1 概 要	21
第2 具体的な取り組み（施策分野の推進方針）	23

はじめに

本市は、緑豊かな田園風景や石川の清流など恵まれた自然環境と、今に残るまちなみや由緒ある神社仏閣などの豊富な歴史的資源が、人々の暮らしと調和し、古くから「南河内」の中核として栄えるとともに、近年は都市基盤の整備が進み、良質な生活環境を備えた住宅都市として発展を遂げてきた。

しかしながら、自然は時に猛威を振るい、阪神・淡路大震災や東日本大震災などの大災害がもたらされてきた。さらに、近年の巨大化傾向にある台風や集中豪雨等により毎年のように各地で発生する浸水被害や土砂災害等、気候変動に伴う災害リスクの高まりが懸念されるとともに、近い将来には南海トラフ地震等の巨大地震の発生が予測されている。

国は、このような大規模自然災害を鑑み、国民の生命、身体及び財産の保護、国民生活や経済を守るため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「基本法」という。）」を公布・施行し、「国土強靭化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を策定した。

大阪府は、府民の生命・財産・生活を守るため、国基本計画に基づき、大阪府強靭化地域計画（以下「府地域計画」という。）を策定し、府民とともに強靭化に取り組んでいくこととしている。

このように、自然災害に対する備えとして、都市防災機能の強化や防災体制の確立、市民の防災意識と防災行動力の向上が、なお一層必要となっている。

本市は、国や大阪府と調和を図りつつ、市域の強靭化を進めるとともに、市民一人ひとりの主体性が重要であることから、過去の災害による教訓を忘れることなく、強靭なまちづくりに向け、市民と共に取り組んでいくこととする。

第1章 市の特性

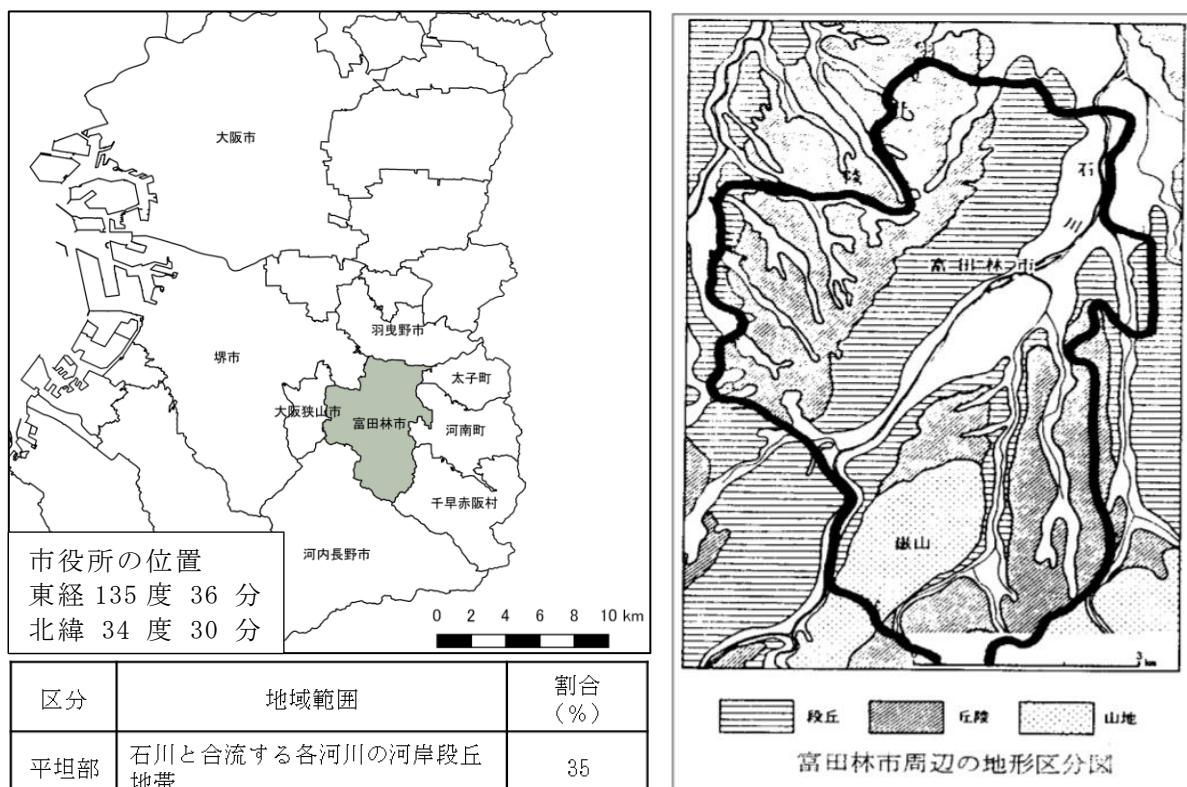
第1 地域特性

1. 地理的条件

(1) 位置と地形等

本市は、大阪府の東南部、大阪都心部から約 20km の距離に位置し、東西 6.4 km、南北 10.1 km、面積 39.72 km²の市域を有している。

市域内の地形は、石川が本市を縦断する形で南から北へ流下しているのが特徴的で、地域的には大きく平坦部、丘陵部、山間部の三つの地域に大別できる。



富田林市の位置および地形区分

平坦部は、古くからまちが開けたところで、特に寺内町には歴史的に貴重な町並みが残されている。一方、市の南部は、雄大な金剛・葛城連峰を背景に緑豊かな丘陵部・山間部と美しい田園風景が広がり、自然景観にあふれている。西部丘陵部は、計画的に開発の進んだ住宅地となっている。

(2) 歴史的経緯

本市は、弥生時代から石川流域に集落が発達し、石川を望む丘陵には多くの古墳が築かれ、飛鳥時代には仏教文化が花開き、新堂廃寺等の寺院が建立された。16世紀には「富田の芝」と呼ばれていた荒地に、寺と町衆の協力によって寺内町が造営され、江戸時代には商品流通の中核地として発展した。

また、明治期には郡役場や税務署、旧制中学校、高等女学校などが設置され、大阪東南部「南河内」の中核を担ってきたという歴史を持つ。昭和25(1950)年に市制が施行されてからは、高度成長期に西部の丘陵に大規模な住宅団地が相次いで造成され、これにあわせて都市基盤の整備が進み、住宅都市として成長してきた。

(3) 地勢

市域には鉄道として、中心を南北に走る近鉄長野線と西部の金剛地区を通る南海高野線の2路線があり、また、主要道路として近鉄長野線をはさんで南北に走る国道170号（大阪外環状線）と旧国道170号、及びこれに交わる国道309号と府道森屋狭山線がある。鉄道と東西道路の交差は、鉄道が連続立体交差化されていないために所々で分断されている。

住宅地は、西部の金剛地区を中心に丘陵開発された地域では中高層建築物の増加が目立ち、中心部の既成市街地では、狭隘道路と木造家屋の密集という防災上の問題を抱えている。

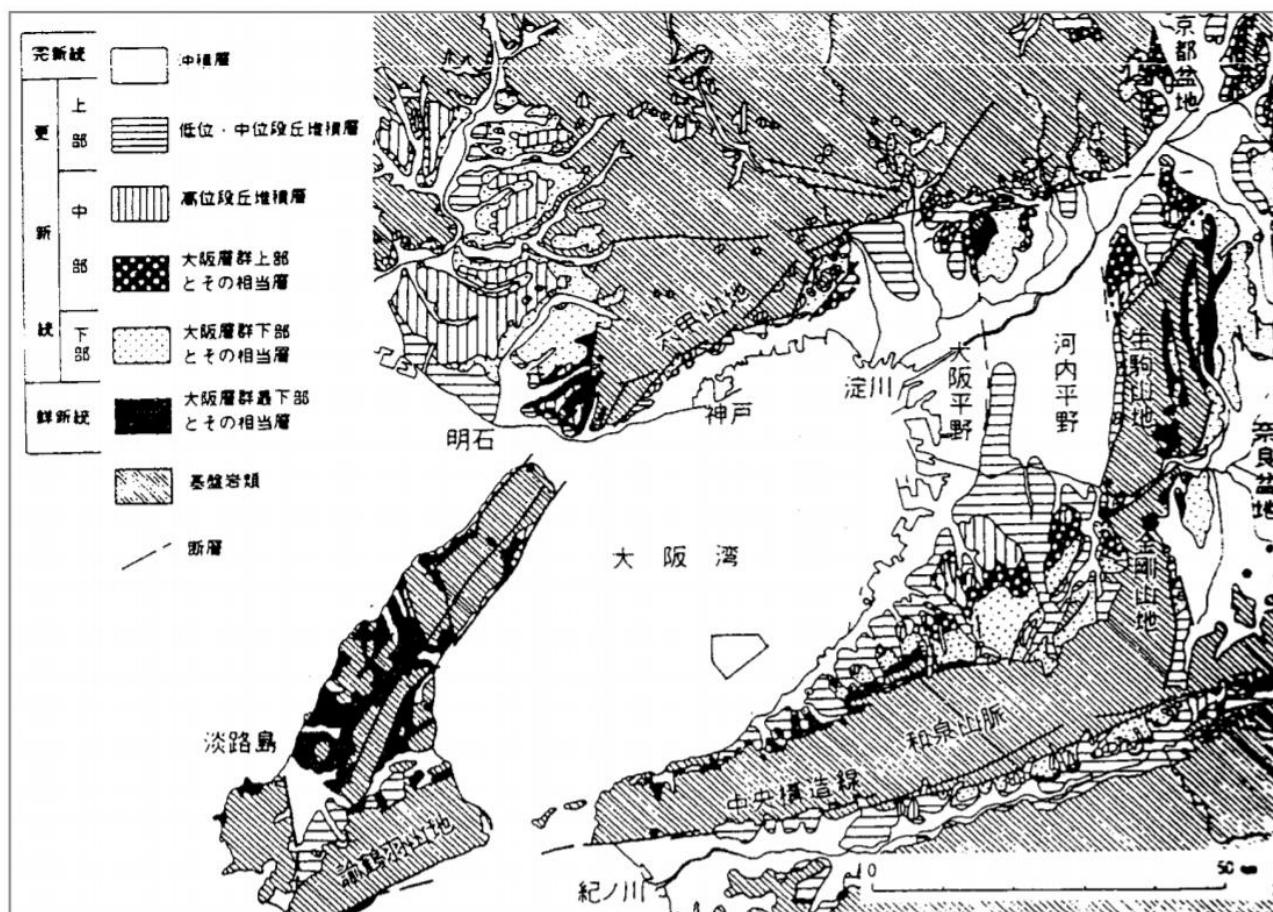
(4) 地質構造

本市の地盤は、鮮新～更新世（約300万年前～30万年前）堆積層の大坂層群と完新世の大坂層群沖積層より形成されており、平野部は、石川周辺の河岸堆積層の沖積で構成され、西部の丘陵部は大坂層群上部洪積層の粘土層と砂礫からなり、その層厚は比較的薄い。山間部の領家花崗岩の基盤岩は、生駒断層などの活断層により上昇し、露出した山地形である。

市域で最も高いのは標高296.4mの金胎寺山である。金胎寺山の山体の主要部を構成する岩石は花崗岩で、約300万年前から六甲変動とよばれる断層活動を伴った激しい地殻変動がはじまり、今日の金剛山や六甲山、それに金胎寺山が形成された。

金胎寺山の山並の北端に、高くはないが台形をしたいかにも重々しい山容を呈するのが嶽山である。嶽山本体の岩石は安山岩ないし石英安山岩質の火山岩で、サヌカイトとして知られている。

羽曳野丘陵（「富田林市土地分類調査（細部調査）報告書」では富田林丘陵としており、以下では「富田林丘陵」とする。）は、富田林市の南端、河内長野市との境界付近から羽曳野市にかけて広がり、ほぼ南北に長く、かつ中央部で東西に膨らんださまいものような形をしている。東西に切った場合の断面をみると、分水界をはさんで西側に傾斜が緩く、かつ長い斜面があり、反対に石川に面した東側は急傾斜で短い斜面を持つという特徴がある。



大阪地域の地質（大阪層群 市原実編著）

（5）気象

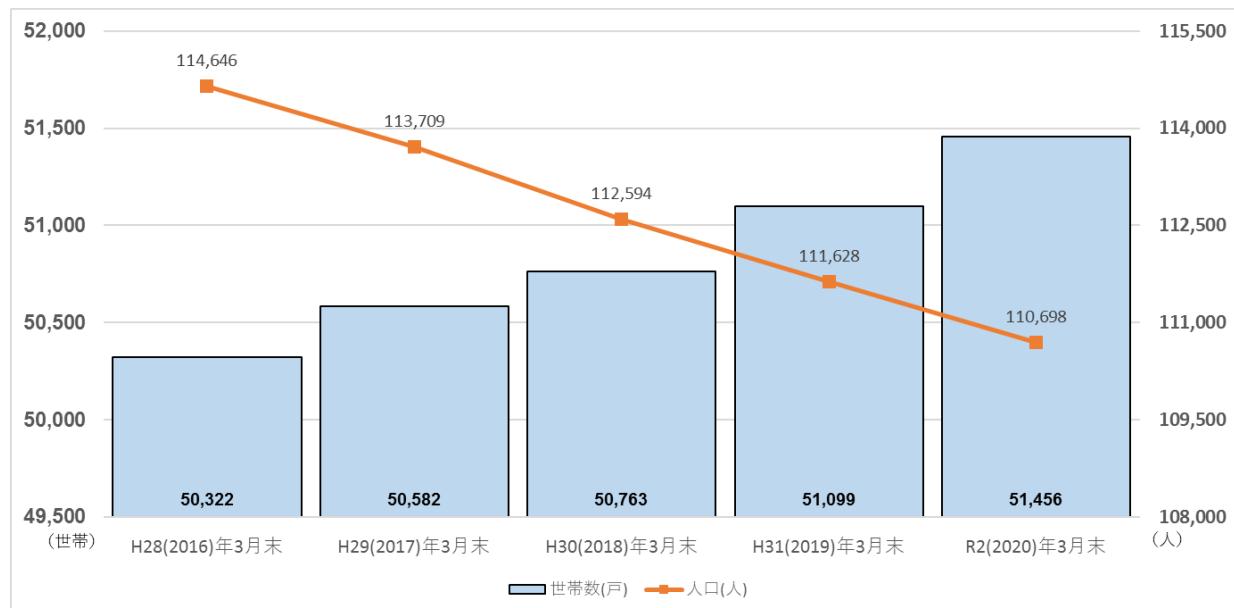
本市の気象はおおむね平野地帯的で年平均気温（平成 31（2019）年）は約 17.2°C、合計降水量（平成 31（2019）年）は約 1564.5mm で、瀬戸内式気候に類似して比較的温暖な地帯である。

降雨時期については、4月下旬を中心とする春雨、6月下旬の梅雨、そして台風期を含む秋雨時に集中している。

2. 社会

(1) 人口等

本市の人口は、昭和 25（1950）年の市制施行当時は約 3万人であったが、都市化の進展と西部丘陵地域の住宅開発等により増加を続け、昭和 58（1983）年には 10万人を突破し、さらに平成 6（1994）年には 12万人を超えたが、平成 14（2002）年をピークに減少傾向にあり、令和 2 年（2020 年）3月末現在では 110,698 人となっている。



富田林市における世帯数および人口の推移（Hは平成、Rは令和を示す）

(2) 土地利用

本市では、行政区域全域が都市計画区域に指定されている。また、北部・中部を中心に市街化区域、南部を中心に市街化調整区域が指定されており、市街化区域が約 1,588ha（約 40%）、市街化調整区域が 2,384ha（約 60%）を占めている。

市街化区域は、一般市街地や商業業務地、工業地、公共施設用地等の都市的土地利用が約 83% を占め、農地、山林等の自然的土地利用が約 17% となっている。一方、市街化調整区域は、自然的土地利用が約 79% を占め、都市的土地利用が約 21% となっている。

第2 災害想定

本市の地形・地質・気象等の自然的条件及び人口・市街地構造等の社会的条件並びに過去において発生した各種の災害の履歴を勘案し、これを基礎として将来、本市に発生し得るべき災害として、地震災害（海溝型地震・直下型地震）、風水害、大規模火災を選定した。本計画は、これら災害を想定の上、作成している。

1. 地震（海溝型地震・直下型地震）

（1）断層型地震

本市域への影響が考えられる断層型地震を大阪府大規模地震ハザード評価検討調査（平成17年度）等により想定した。

想定地震による本市域の建物被害・人的被害等の想定結果は、次表のとおりである。本市では、被害想定が一番大きい生駒断層による地震が発生した場合を想定した数値を基に対策を講じる。

断層型地震の想定概要及び結果（富田林市域）
(最大想定)

項目	上町断層 A	上町断層 B	有馬高槻 断層	中央構造 線	生駒断層
地震の規模 (マグニチュード)	7.5～7.8	7.5～7.8	7.3～7.7	7.7～8.1	7.0～7.5
建物全半壊棟数（棟）	3,982	5,460	0	2,320	14,379
出火件数（人）	4	5	2	3	-
死傷者数（人）	800	1,013	0	404	2,045 (死者数： 283人)
罹災者数（人）	14,832	19,287	2	7,594	24,200 ^{*2}
避難所生活者数（人）	4,302	5,594	1	2,203	7,020 ^{*1}
ライ フ ラ イ ン	停電（%）	13.5	20.1	0.0	7.4
	ガス供給停止（%）	0.0	52.8	0.0	0.0
	水道断水（%）	30.7	34.2	0.0	39.7
	固定電話普通（%）	1.8	1.8	0.0	1.0

資料：大阪府大規模地震ハザード評価検討調査（平成17年度）より作成

大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定報告書（平成19年3月）

*1 : 生駒断層帯地震による避難所生活者数は、近隣市における生駒断層地震による避難所生活者（16,296人）に、本市と近隣市における生駒断層による死者数の比率（本市283人÷近隣市657人）を乗じて推計。

*2 : 各断層における大阪府想定の罹災者数と避難所生活者数の比率を*1に乗ずる。（7020人×3.447）

(2) 海溝型地震

海溝型地震については、「大阪府南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（第4回）」（平成25年10月30日）において想定されている被害想定に基づき想定する。南海トラフ巨大地震が仮に発生すれば、大阪府内においても、これまで想定しなかった甚大な被害をもたらすことが想定されている。ただし、本市は津波被害の対象地域ではない。

海溝型地震の概要及び結果

項目		南海トラフ巨大地震（富田林市域）	
地震の規模（マグニチュード）		9.1	
建物全半壊棟数 (棟)	揺れ	3,888	
	液状化	38	
	急傾斜地崩壊	4	
出火件数（件） ^{*1}	全出火 ^{*2}	3	参考：（府全域）272
	炎上出火 ^{*3}	0	参考：（府全域）61
	残出火 ^{*4}	0	参考：（府全域）15
死者数（人） ^{*5}		14	
負傷者数（人）		421	
罹災者数（人）		-	
避難所避難者数（人）1週間後		5,975	
避難所害避難者数（人）1週間後		5,975	
帰宅困難者（人）		4,085	
ライフライン	停電（%）	49.0	
	ガス供給停止（%）	-	
	水道断水（%）	65.8	
	固定電話普通（%）	8.3	

資料：大阪府域の被害想定について（ライフライン等施設被害・経済被害等）市区町村別表（平成26年1月）

*¹ 大阪府域の被害想定について（人的被害・建物被害）市区町村別表（平成25年10月）

*² 全出火（地震後3日間）とは、兵庫県南部地震における「出火率～建物全壊率」の経験式を修正（大阪府自然災害総合防災対策検討、2007）して算出されたもの

*³ 炎上出火とは、初期出火件数のうち家人・隣人などの住民の初期消火活動により消火しきれなかった火災

*⁴ 残出火（延焼出火）とは、炎上出火のうち地域の自主防災組織、消防組織で消火しきれずに残った火災で、延焼拡大する可能性のある火災

*⁵ 市区町村別の被害想定（人的被害・建物被害）の考え方について（大阪府：平成25年10月）

また、大阪府による南海トラフ巨大地震による震度分布及び液状化可能性※では、震度分布は市内全域で震度 6 弱（計測震度 5.5～6.0）、液状化可能性では市内南部の一部で危険が高い P L 値 25 以上が予測されている。

※：内閣府が平成 24 年に公表した結果を基に、地盤条件を府独自に作成
P L 値とは、その地点での液状化の危険度を表す値のこと

2. 風水害等

本市に係る過去の既往災害を見ると、本市を含む南河内では、昭和 57 (1982) 年 8 月 1 日～3 日にかけて、台風 10 号及び台風 9 号崩れの低気圧による記録的な豪雨に見舞われ大洪水となった。南河内での土砂災害による死者は 8 名となり、本市に隣接する河南町では避難勧告が発令され、堺市・松原市に災害救助法が適用された。

さらに広域的に見ると、近年日本には、昭和の三大台風とされる室戸台風（1934 年）、枕崎台風（1945 年）、伊勢湾台風（1959 年）ほどの強い台風が襲来しており、気象庁の最近の研究結果「21 世紀末の将来予測」によると「日本付近の台風は数が減少し、強い台風が増加する傾向にある」とされている。

本市への影響は大きくはなかったものの、強風災害と大雨災害をもたらした台風について近年の典型的な事例を次に整理する。

風水害（台風、豪雨等）の例

事例	特徴
大雨災害をもたらした台風の事例（平成23年台風第12号）	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 台風の通り道にあたる地域では必然的に長時間にわたって雨が降り続くことになるので豪雨災害が発生しやすくなる。 ➤ 台風第12号では、台風の移動速度が遅く自転車並の速度であったこと、水平スケールが平均的な台風よりかなり大きかったことから、紀伊半島を中心に長時間の降雨が続き、記録的な大雨となり、河川のはん濫、土砂災害が多数発生した。
局地的大雨 ^{*1} と集中豪雨 ^{*2}	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 水が集まり流れる場所である河川、渓流、下水管、用水路などでは、短時間に強い雨が降ることや周りから降った雨が流れ込むことで、数分～数十分で危険な状態になる場合がある。神戸市都賀川の水難事故（平成18（2006）年7月）では、10分間で約1m30cmも水位が上昇した。 ➤ 河川、渓流、下水管、用水路などでは、自分の居る場所で強い雨が降っていなくても、上流など離れた場所で降った雨が流れてくることによって、危険な状態になる場合がある。 ➤ 河川、渓流、下水管、用水路などでは、わずかな雨でも危険になるおそれがある。このような場所では、大雨や洪水の警報・注意報の発表基準に達しない雨量でも災害が発生する場合がある。
ため池はん濫	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ため池はん濫は、降雨量に対してため池の排水処理能力が追いつかない場合に発生し、一般的に外水はん濫よりも浸水深は浅い傾向にある。 ➤ 降雨以外の誘因としては、地震や地すべり等によるため池のはん濫が考えられる。

*1 局地的大雨とは、大気の状態が不安定な時、単独の積乱雲が発達することにより起きるもので、一時的に雨が強まり、局地的に数10mm程度の総雨量となる。ひとつの積乱雲の寿命は発生から1時間程度であり、雨を降らせたのち消滅する。

*2 集中豪雨とは、大気の状態が不安定な時、前線や低気圧などの影響や雨を降らせやすい地形の効果によって、積乱雲が同じ場所で次々と発生・発達を繰り返すことにより起きるもので、激しい雨が数時間にわたり続いている間に数100mmの総雨量となる。

3. 土砂災害

大雨や台風、地震が起きたときは、地盤が緩み、以下に示す土石流やがけ崩れ、地すべりといった土砂災害を引き起こす可能性がある。

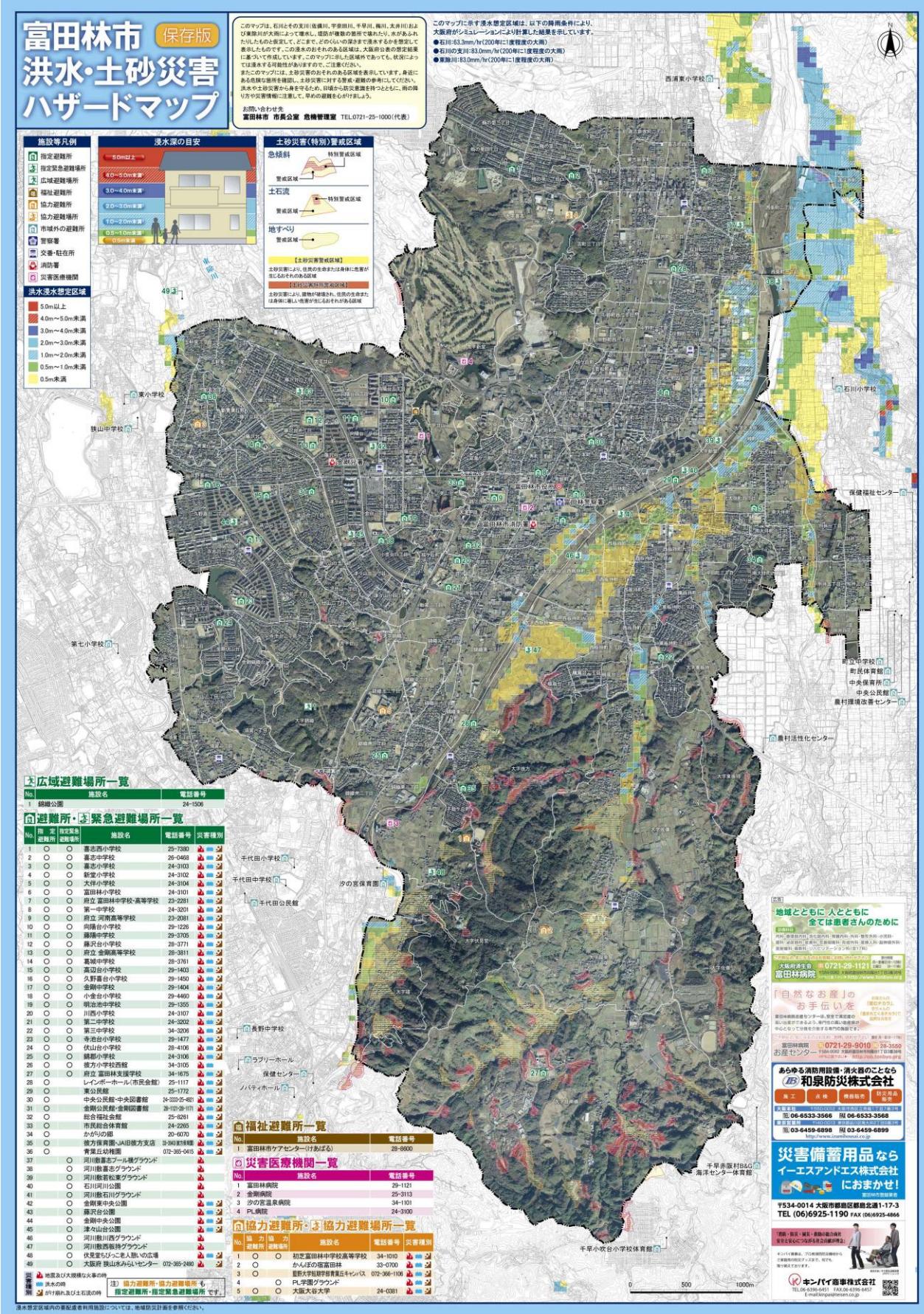
土砂災害の種類と特徴

災害種	特徴
がけ崩れ	がけ崩れは、地中にしみこんだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって 急激に斜面が崩れ落ちる現象である。突然起きるため、人家の近くで発生すると逃げ遅れる人が多く、大きな人的被害をもたらす。
土石流	土石流は、山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象である。その流れの速さは規模によって異なるが、時速 20~40km という速度で一瞬のうちに人家や畠などを壊滅させてしまう。「山津波」とも呼ばれる。
地すべり	地すべりは、斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によって、ゆっくりと地層界に沿って移動する現象である。一般的に移動土塊量が大きいため、深刻な被害を及ぼす。また、いったん動き出すと、完全に停止させることは非常に困難である。

本市域では、既往の土石流危険渓流が 60 渓流、急傾斜地崩壊危険箇所が 43 節所存在している。大阪府では、これらの危険箇所等に対して、土砂災害防止法の施行により、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を順次指定している。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されると、警戒体制の整備が図られる。また、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されると、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、建築物の移転等の勧告が図られる。

【富田林市ハザードマップ】



第2章 基本的な考え方

第1 国土強靭化の取り組みについて

平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災では、それまでの知見をはるかに超える被害が発生し、地震災害等に対する、わが国の社会システムがまだまだ脆弱であることが明らかとなった。

また、近年、全国的に1時間降水量50mm以上（非常に激しい雨）や、80mm以上（猛烈な雨）の短時間強雨の観測頻度が増加しており、計画対象降雨を上回る豪雨により、甚大な浸水被害や、山間部における土砂災害が発生するなど、気候変動に伴う災害リスクの増大が危惧されている。

国は、平成25（2013）年12月、大規模自然災害等から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守るとして基本法を公布・施行した。平成26（2014）年6月には、基本法に基づく国基本計画が閣議決定された。

これを受けて、大阪府は、平成28（2016）年3月に府地域計画を策定した。

そして、国は、平成30（2018）年12月に、平成28（2016）年熊本地震をはじめ、その後に発生した災害の教訓などを踏まえ、国基本計画の改訂を行った。あわせて、人命を守り、電力、水道など重要インフラ等の機能維持を図るため、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」を行うこととした。

さらに、国は、令和元（2019）年8月、国土強靭化地域計画に基づき、地方自治体が実施する補助金・交付金事業に対して、予算配分を重点化することとし、地方自治体に国土強靭化地域計画の早期策定を促し、国土強靭化の取り組みを一層推進していくことを示した。

大阪府は、国基本計画の改訂、大阪府北部を震源とする地震や平成30（2018）年台風第21号などの災害の教訓等を踏まえて、令和2（2020）年3月、府地域計画の見直しを行った。

第2 市が取り組む意義

気候変動により、豪雨災害やそれに伴う土砂災害等の頻発化・激甚化や南海トラフ巨大地震等の巨大地震の発生が懸念されている。さらに市内の人ロ減少・高齢化、都市インフラの老朽化等により脆弱性を抱えている。

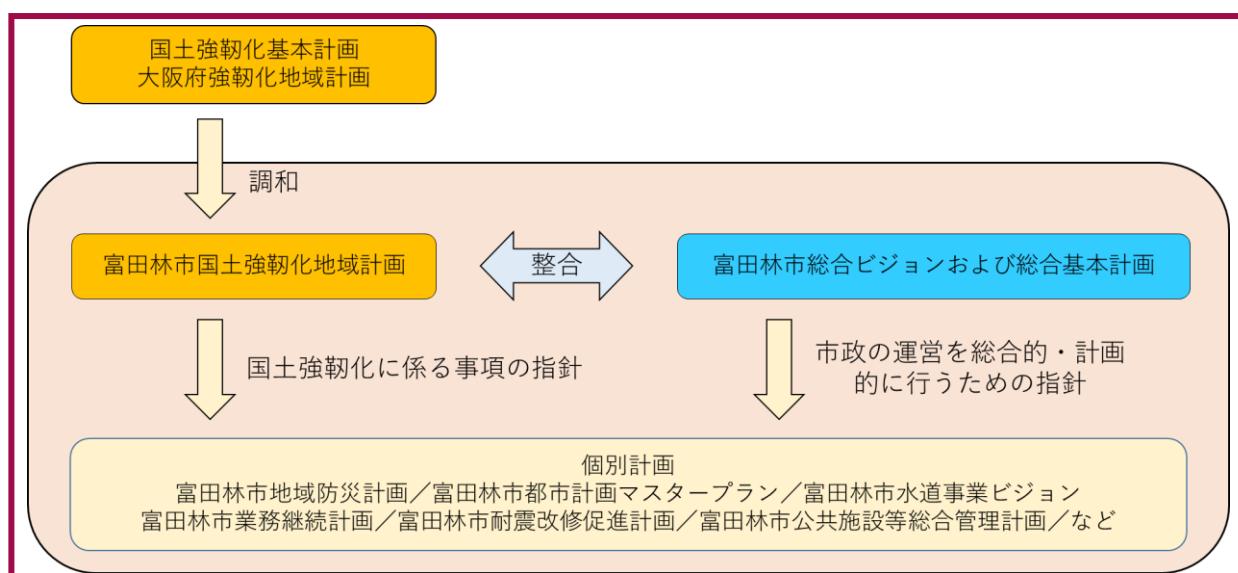
こうした状況を踏まえ、大規模災害が発生した際も「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を併せ持った「強靭な地域づくり」を考えていく必要がある。本市では、強靭で安心・安全な地域づくりを推進していくために、国基本計画や府地域計画の改訂、過去の災害による教訓を踏まえて、富田林市国土強靭化地域計画（以下「本計画」という。）を策定する。

また、本計画を踏まえ、各部局において関連計画に基づき、個別の取り組みを進めることで、市域の強靭化を図る。

第3 計画の位置づけと期間

1. 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条の規定に基づく国土強靭化地域計画として、国基本計画及び府地域計画との調和を保ちつつ、市の総合的な指針となる「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」とも整合を図り、本市における国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針とする。



他計画との関係性

2. 計画期間と計画の見直し

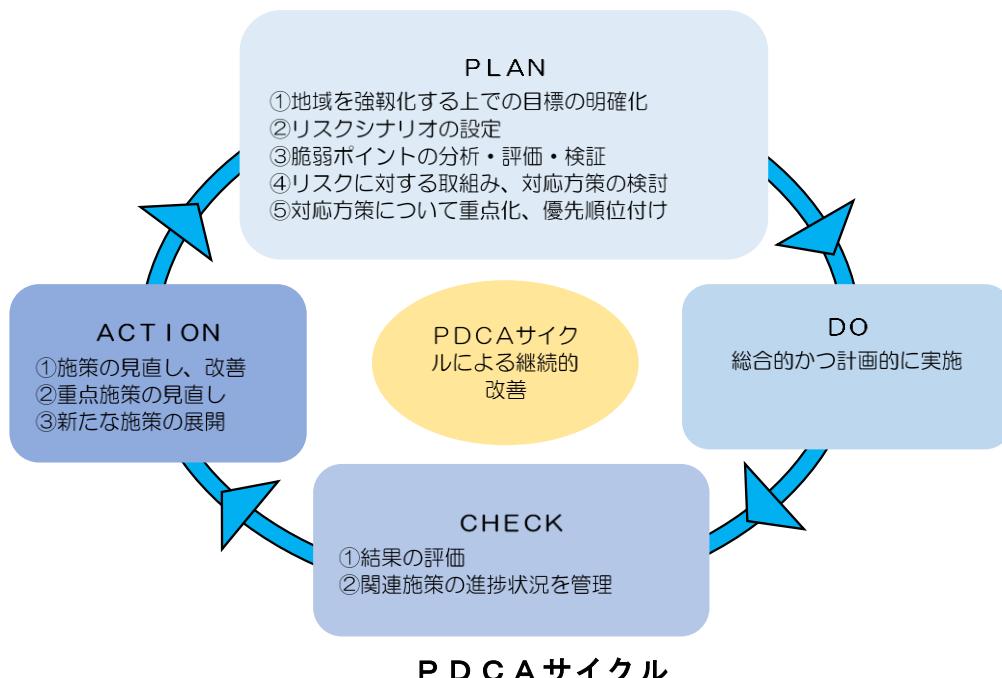
本計画は、市内外における社会経済情勢の変化や、国、大阪府の国土強靭化施策の推進状況等を勘案して、必要に応じて見直しを行う。

3. 施策の推進とP D C Aサイクル

限られた資源で効率的・効果的に強靭化の取り組みを進めるためには、施策の優先度を考慮しながら進める必要がある。本計画に位置づける個別の施策の推進は、基本目標を踏まえ、それぞれ関連付けられる計画に基づき、優先度を考慮し進めていく。

個別施策の進捗管理については、基本的にはそれぞれ関連付けられる個別計画において、進捗管理、評価等（P D C A）を行うこととし、本計画については、今後の社会経済情勢等の変化や新たに実施すべき事業が出てきた場合など、必要に応じて概括的な評価を行うことにより、進捗管理を行っていく。

なお、強靭化に関連する他の計画を見直しする際には、本計画との整合性について留意するものとする。



第4 基本的な方針

1. めざすべき将来像

本市のかけがえのない財産である豊かな自然環境や特徴的な歴史・文化を、次世代へつなげていくためには、「訪れたいまち」「住んでみたいまち」「住み続けたいまち」とし

て魅力を創出し続けていくことが大切となる。市民や行政など、あらゆる主体が、ともに手を取り協力し合いながら、まちづくりを行っていくべく、富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画では本市の目指すべき将来像を、「ひとがきらめく！自然がきらめく！歴史がきらめく！みんなでつくる 笑顔あふれるまち 富田林」としている。

2. 基本目標

本計画の基本目標は、国基本計画及び府地域計画を踏まえて、次のように定める。

1. 人命の保護が最大限図されること
2. 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化（減災・縮災）を図ること
4. 迅速な復旧・復興を図ること

3. 富田林市におけるＳＤＧｓの視点を踏まえた取り組みの推進

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: S D G s）の要素を市政に取り入れ、最大限に活用することは、総合ビジョンに掲げる本市の目指すべき将来像の実現、ひいては全国・全世界的な S D G s の実現に貢献するものと考えられる。本市では令和元（2019）年 7 月に「富田林版 S D G s 取組方針」を策定し、S D G s の要素の各施策への反映、多様なステークホルダーとの連携・協働によるまちづくりの推進に努めている。

【富田林市におけるＳＤＧｓの視点を踏まえた取り組みの推進】

本市のかけがえのない財産である豊かな自然環境や特徴的な歴史・文化を、次世代へつなげていくため、S D G s のうち以下を踏まえた、強靭なまちづくりを推進する。



【持続可能な開発目標（S D G s）とは】

- 平成 13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（M D G s）の後継として、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28(2016) 年から令和 12(2030) 年までの国際目標
- 持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、「地球上の誰 1 人として取り残さない（Leave no one behind）」ことを誓っている。
- S D G s は発展途上国のみならず、先進国も取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的な取り組みを実施しており、平成 28（2016）年には「S D G s 実施指針」を策定している。



4. 対象とする災害（リスク）

自然災害のほかに大規模事故等によるものが想定されるが、府地域計画と同様に、南海トラフ地震の発生が危惧されていること、また、近年、台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向となってきており、市民生活・市経済に甚大な影響を及ぼす大規模自然災害（リスク）を以下のように定める。この災害（リスク）により「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定する。

大規模自然災害

地震、風水害（台風、豪雨、土砂災害等）

5. 事前に備えるべき目標

大規模自然災害の発生を想定して、基本目標を具体化した 8 の「事前に備えるべき目標」は、国基本計画及び府地域計画を踏まえ、次のように設定する。

1. 直接死を最大限防ぐ
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
3. 必要不可欠な行政機能は確保する
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
5. 経済活動を機能不全に陥らせない
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
8. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

第3章 脆弱性評価

第1 評価の枠組みと手順

第2章に掲げた基本目標と本市の地域特性などを踏まえ、国基本計画及び府地域計画を参考に、8の「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして38の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定し、大規模自然災害〔地震、風水害（台風、豪雨、土砂災害等）〕に対する脆弱性評価を行った。

【起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 ※風水害
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生
		2-8	感染症発生による多数の感染者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	重要な産業施設や商業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-5	食料等の安定供給の停滞
		5-6	異常渴水等による用水の供給の途絶
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃
		7-5	農地・森林等の被害による土地の荒廃
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティーの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な被害

第2 評価の実施

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、関連計画に位置づけられている施策をベースに課題を分析するとともに、施策の達成度や進捗を把握して、現状の脆弱性を分析・評価した。

脆弱性評価の結果は、【別紙1】に記載する。

第4章 具体的な取り組みの推進

第1 概要

本章では、脆弱性評価結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な施策を抽出し、具体的な取り組みを整理する。また、各施策と関連した事業については、【別紙2】に記載する。

1. 強靭化に関する施策の分野

本計画の対象となる国土強靭化に関する施策の分野は、国土強靭化地域計画策定ガイドライン（令和元（2019）年6月、内閣官房国土強靭化推進室）及び府地域計画を踏まえ、脆弱性評価を行うにあたり設定した10の個別施策分野と3の横断的施策分野とする。

これら13の施策分野は、8の基本目標に照らして必要な対応を取り組みとして取りまとめたものである。

それぞれの分野は密接に関連していることから、各分野における具体的な取り組みの推進にあたっては、所管部局を明確にした上で関係機関等と推進体制を構築し、データや工程管理を共有するなど、取り組みの実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮する。

個別施策分野	横断的施策分野
<ul style="list-style-type: none">① 行政機能／消防／防災教育等② 住宅・都市③ 保健・医療・福祉④ エネルギー・環境⑤ 金融⑥ 情報通信⑦ 産業構造⑧ 交通・物流⑨ 農林業⑩ 國土保全・土地利用	<ul style="list-style-type: none">(A) リスクコミュニケーション(B) 人材育成(C) 官民連携

2. 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に強靭化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて、重点化しながら進める必要がある。国基本計画において

ては、国土強靭化を実現するために重要なプログラムとして、45の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」のうち、15を重点化プログラムとして選定している。本計画においても、国基本計画における重点化プログラムを参考にし、以下の14のリスクシナリオを重点化プログラムとして選定した。

【重点化プログラム】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 ※風水害
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-3	救助・救急活動等の絶対的不足
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生
4	必要不可欠な情報 通信機能・情報サービスは確保する	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-4	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-5	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	水道等の長期間にわたる供給停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災発生による多数の死傷者の発生
		7-5	農地・森林等の被害による土地の荒廃

第2 具体的な取り組み（施策分野の推進方針）

【個別施策分野】

①行政機能／消防／防災教育等

○予防対策の推進【危機管理室】【都市魅力課】【都市計画課】

- ・ハザードマップや防災パンフレット等を作成、活用するとともに、広報誌及びテレビ、ラジオなどのマスメディア、ホームページを活用した普及啓発、消防車両等による街頭広報、広報車の巡回を実施する。
- ・宅地造成工事規制区域内の宅地の所有者等に対し、宅地の災害発生を未然に防止するため、宅地防災パトロールを実施し、災害が生じないよう指導する。

○消防力の充実【消防総務課】【警備救急課】【農とみどり推進課】

- ・「消防力の整備指針」（平成12年1月20日 消防庁告示第1号）に基づき消防署を配置し、迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などを整備し、総合的消防力の充実に努める。
- ・大規模火災などの災害の発生に備えて、府とともに消防力の充実、応援体制の整備、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制の一層の充実に努める。
- ・府、市及び管理者等関係機関との協定に基づき、河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽などの防火水槽や遠距離大量送水システムの整備など、消防水利の多様化を促進する。
- ・消防団車庫・詰所の耐震化、防災資機材、安全確保用装備の充実強化を図る。
- ・消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するため、教育訓練を実施する。

○火災予防対策の推進【警備救急課】【予防課】

- ・府と連携し、消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において防災教育や訓練を行うことにより、市民の防災意識の高揚、災害時の対応力の強化できるよう支援する。
- ・市域における火災の発生を防止するとともに、延焼の拡大を防止するため、火災予防対策の推進に努める。
- ・多数の者が出入りする防火対象物の出火防止対策を図るため、防火管理者や防火担当者に対し、防火・防災管理体制の強化に向けた継続的な指導を行う。
- ・住民が火災の危険性を事前に把握するため、防災マップの継続的な更新を行い、火災などの危険性の周知に努める。

○水害予防対策の推進【危機管理室】【農とみどり推進課】【下水道課】

- ・準用河川・普通河川等の改修を推進する。
- ・水害を防止するため、河川における流水断面の確保と護岸の改修・補強を実施する。
- ・市及び府は、河川、ため池等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備に努める。
- ・集中豪雨による浸水被害を軽減するために、下水道施設における整備（ハード対策）の着実な実施に努める。また、市民に対し浸水・避難情報等を提供することで自発的な安全意識を醸成すると共に自助・共助と公助を促進するような対策（ソフト対策）を推進する。
- ・減災対策の一環として下水道業務継続計画（下水道BCP）に基づき、被災時に速やかに下水道機能を維持・回復することができる体制の構築に努める。

①行政機能／消防／防災教育等

○水防体制の充実【危機管理室】【消防総務課】

- ・洪水等の風水害を対象としたタイムラインを活用する。
- ・市は、府等と連携して、市域において洪水による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。

○浸水想定区域における避難の確保【危機管理室】【下水道課】【農とみどり推進課】

- ・集中豪雨による浸水被害を軽減するために、下水道施設における整備（ハード対策）の着実な実施に努める。また、市民に対し浸水・避難情報等を提供することで自発的な安全意識を醸成すると共に自助・共助と公助を促進するような対策（ソフト対策）を推進する。
- ・浸水想定区域ごとに、①洪水予報等の伝達方法、②避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等に掲げる事項について定めるものとし、市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布、その他必要な措置を講じる。

○水道の災害対応力の強化【水道工務課】【農とみどり推進課】

- ・配水池等の貯留施設により、非常時における水の確保に努める。
- ・府と協力し、災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図り、災害時の協力井戸の把握など、生活用水の確保に努める。
- ・府及び大阪広域水道企業団と相互に協力して、飲料水を供給できるよう体制の整備に努める。

○下水道機能の確保【下水道課】

- ・災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設設備の強化と保全に努める。
- ・市は、生活排水の100%処理を早期に概成するべく、公共下水道及び公共浄化槽の整備に努める。
- ・市内の下水道施設に対し、限られた人員と経営資源で効率的・効果的に維持管理や修繕および改築を適切に実施してアセットマネジメントを推進し、下水道の本来の目的である環境との共生の維持に努める。
- ・減災対策の一環として下水道業務継続計画（下水道BCP）に基づき、被災時に速やかに下水道機能を維持・回復することができる体制の構築に努める。

○地盤災害予防対策の推進【危機管理室】【道路交通課】【農とみどり推進課】

- ・砂防えん堤、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設などについては、必要に応じて耐震対策に努める。
- ・ため池の決壊、水路のはん濫等による浸水被害を防止するため、適正な維持管理のもと、市は、ため池の洪水調節機能を活用した余水吐の改良等の整備等、農業用水利施設の改修・補強を進めるとともに、事前の備えと迅速かつ的確な情報伝達・避難等、防災意識の向上を図るソフト対策と併せ、総合的な防災・減災対策を進める。
- ・豪雨等により流出した流木・土砂については、二次災害防止のため早期に撤去を進める。
- ・防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、市民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。
- ・市は、府と連携して、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出を防止するため、「山地災害危険地区」を把握するとともに、山地災害に関するパンフレット等の作成、防災行政無線の整備を通じて、市民への周知に努める。

①行政機能／消防／防災教育等

- 市は、府と連携し、土砂災害から市民を守るため、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等の斜面判定制度の活用を図る。
- 市は、要配慮者利用施設を新たに市地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図る。

○土砂災害警戒区域等における防災対策【危機管理室】【農とみどり推進課】

- 人命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進する。
- 土砂災害特別警戒区域内の住宅等に対する移転や補強への補助制度の活用を促進する。

○分散備蓄・供給体制の整備【危機管理室】

- 市は、府と連携して、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、被災者支援のために特に必要とする食料など11品目を重要物資と位置づけ、必要量の備蓄に努める。
- 備蓄物資の常時点検・整理を行い、耐用年数、賞味期限を考慮して計画的に買い替えを実施するなど、備蓄物資の管理に努める。
- 危険分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、各指定避難所に食料、飲料水の備蓄や生活必需品の分散備蓄を行うと共に、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。
- 応急給水や応急復旧に用いる資機材については、必要とする品目やその数量などを精査し、その備蓄と適切な管理に努める。

○市民における備蓄の促進【危機管理室】

- 市民に対し、最低3日分以上（できれば1週間分以上）の飲料水、食料及び、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活物資の備蓄等、各家庭での備蓄の推進を図る。

○食料・生活必需品の確保【危機管理室】

- 府の広域防災拠点等を通じて、広域的な救援物資を受け入れる体制及び、市域・府域を超えた広域的な相互応援を受け入れる体制の整備に努める。
- ①行政機能／消防／防災教育等「○分散備蓄・供給体制の整備」と同じ。

○危機時の代替水源の確保【水道工務課】

- 水質管理を徹底し、安全で安心な水の安定的な供給に取り組む。
- 災害や渇水等においても安定して給水できるよう、自己水（滝畠ダム）と企業団水の2つの水源を活用する。

○水道の早期復旧及び飲料水の確保【水道工務課】

- 「大阪広域水道震災対策相互応援協定」に基づいて、水道施設に被害が生じた場合、大阪府と相互に協力して、迅速かつ適切な応急対策の実施に努める。
- 非常時に備え、平時より定期的に職員研修や機械の操作訓練を行う。
- 企業団からの供給が停止した場合でも、半量程度の供給量を確保するよう努める。
- 管路の復旧に使用する管材、補修材等をメーカーより優先的に調達できる体制を構築する。

○非常用電源設備等の確保【総務課】【消防総務課】

- 市庁舎には自家発電（非常用電源）設備が設置されている。北・南庁舎では地下1階に10時間連続運転可能な設備であり、消防庁舎は72時間連続運転可能な設備が設置されているが、大規模災害発生時の防災拠点としての充実を図るため、市庁舎等の建

①行政機能／消防／防災教育等

- 替え、自家発電設備等の更なる充実、及び衛星通信設備の充実に努める。
- ・ 防災拠点として、消防庁舎の電気、通信設備の設備強化を推進する。

○非常用電源の確保【危機管理室】

- ・ 各防災関係機関は、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所や洪水による浸水のない階層への設置等を図る。

○ライフライン確保体制の整備【危機管理室】【上下水道総務課】

- ・ ライフラインに関する事業者に対し、地震、風水害をはじめとする各種災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため防災体制の整備および施設設備の強化と保全に平時からに努めるよう要請する。特に、救急医療機関等の人命に関する重要施設への供給ラインの重点的な耐震化の推進に努める。

○道路啓開体制の充実【道路交通課】

- ・ 市は、道路管理者に対し、平時より道路啓開用資機材等の充実に努め、災害発生後直ちに道路施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための体制の整備に努めるよう要請する。

○道路の安全確保【道路交通課】

- ・ 災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、広域緊急交通路（国道 170 号（旧 170 号を含む）、国道 309 号、府道美原太子線）および、地域緊急交通路（災害時用臨時ヘリポート、富田林市災害医療センター、災害医療協力病院及び避難所などを連絡する道路）を指定し、耐震化に係る措置を府に要請する。
- ・ 多重性、代替性を考慮した緊急輸送ネットワークを確保するため、あらかじめ選定された緊急交通路の整備・平時からの市民への周知に努める。
- ・ 広域緊急交通路等が地震発生時に沿道建築物の倒壊により閉塞することを防止するため、地域の実情に応じて、沿道建築物の耐震診断を義務付ける路線を指定し、耐震化に係る費用を補助する。

○地域防災力の強化【消防総務課】【警備救急課】

- ・ 市民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大防止に果たす役割が大きいことを踏まえ、その土台となる地域コミュニティーの活性化を促進するとともに、消防団や自主防災組織等との連携強化を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

○地域防災拠点の整備【危機管理室】

- ・ 市域における応援部隊の受け入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、大阪府広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点の整備に努める。

○防災拠点の整備・充実【危機管理室】【都市計画課】

- ・ 「住宅建築物耐震 10 カ年戦略・大阪」を踏まえ、市耐震改修促進計画の見直しを行い、防災体制の強化や災害時の行政機能の維持に向け、施策の展開や計画的な公共建築物の耐震化を推進するとともにオープンスペース等の一体的整備に努める。
- ・ 発災時に速やかな体制をとれるように、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。
- ・ 富田林市業務継続計画（B C P）の運用を行うとともに、被災程度に応じて、支援が必要な分野に応じた人員を確保し、府の支援を受け体制の整備に努める。
- ・ ①行政機能／消防／防災教育等「○非常用電源の確保」と同じ。

①行政機能／消防／防災教育等

○孤立化の防止【道路交通課】

- ・ 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生を防ぐため、道路の通行機能の確保対策や救出・救助活動を実施する。

○帰宅困難者対策の普及・啓発【危機管理室】

- ・ 駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、民間事業を中心とした対策協議会を設置し、平常時から訓練等により連携体制を確立する。
- ・ 帰宅経路の情報提供、安全な歩行空間や休憩場所の確保等、徒步帰宅を支援する環境整備等、ソフト・ハードにわたる取り組みを国・府・関西広域連合等と連携しながら推進する。
- ・ 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、企業等に対する必要な物資の備蓄、災害時帰宅支援ステーションのサービス、家族等の間での災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板サービスの活用などについて、広報啓発に努める。

○雇用機会の確保【商工観光課】

- ・ 感染症の蔓延による大量の失業・倒産等による経済等への甚大な被害を防ぐため、中小企業の事業再開のための措置、失業者への雇用機会確保に努める。

○緊急消防援助隊の受入れ体制の整備【危機管理室】【警備救急課】

- ・ 市は、府と連携して、地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため、府の「緊急消防援助隊大阪府受援計画」に基づき、緊急消防援助隊との連携及び受入体制の整備に努める。

○災害対応体制の強化【危機管理室】【会計室】【財政課】

- ・ 市庁機能を維持するため、富田林市地域防災計画や市BCPなどの改訂や運用を行い、災害時の配備体制や緊急時における財務処理体制を確保する。
- ・ 災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る職員や会場を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

○相互応援体制の強化【危機管理室】

- ・ 市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、近隣市町村や府外も含めた他自治体等から円滑に応援を受けることができるよう、応援・受援計画の策定に努め、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。

○協力応援体制の整備【危機管理室】

- ・ 災害時、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備するために、関係事業者と協定締結等、連携体制の強化図る。

○避難体制の確立【危機管理室】【警備救急課】【地域福祉課】

- ・ 災害から市民を安全に避難させるため、避難場所、避難路、避難所の選定を行い、日頃から市民に周知するなどの体制の整備に努める。
- ・ ハザードマップや地域防災マップの活用促進等により、危険箇所の周知徹底に取り組むとともに、出前講座等の実施により、防災意識の高揚に努める。
- ・ 市は、要支援者の特性を踏まえつつ、要支援者の日常生活を支援する多様な情報入手手段（受信メールを読み上げる携帯電話、字幕放送、手話放送等）の周知を図る。

①行政機能／消防／防災教育等

- ・ 土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努める。
- ・ 市は、地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、集団避難が行えるよう自主防災組織、自治会など地域住民組織や民生委員等と連携した体制づくりを図る。
- ・ 災害時に地域住民による相互の安否確認が進むよう、自主防災組織、自治会等、避難支援等関係者との連絡体制を確立する。
- ・ 市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難場所等、防災上重要な役割を担っているため、防災協力農地登録制度の推進などにより適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図る。

○広域避難計画等の検討【危機管理室】

- ・ 防災インフラの長期間にわたる機能不全によって、被害が長期的に発生する場合に備えて、広域避難計画等の検討を行う。
- ・ 市は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、府、その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

○避難勧告等の判断・伝達マニュアルの改訂【危機管理室】

- ・ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした富田林市避難勧告等の判断・伝達マニュアルを活用し、市民への周知に努める。
- ・ 危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

○災害ボランティア対策【地域福祉課】【社会福祉協議会】

- ・ ボランティアやNPO等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努める。
- ・ 日本赤十字社、富田林市社会福祉協議会、ボランティア団体等と、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取り組みが行えるよう、防災協定の締結やボランティアコーディネーターの養成を通じたコーディネート機能の強化に努める。

○相談体制の確立【人権・市民協働課】

- ・ 府が整備する被災者のこころのケアを行う専門チームである災害派遣精神医療チーム（DPAT）と連携し、こころのケア対策を行う体制を構築する。

○事業者による自主防災体制の整備【予防課】

- ・ 市は、消防法等の周知徹底を行うとともに、危険物施設における自主保安、体制の確立、保安意識の高揚に必要となる指導を実施する。

○事業者によるBCPの策定【商工観光課】【上下水道総務課】【危機管理室】

- ・ 事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。
- ・ 震災によるリソース（資源：人、物、資金、情報）の制限を想定し、地震発生時にお

①行政機能／消防／防災教育等

ける水道機能の回復と災害対応を速やかに実施することを目的としてBCP（業務継続計画）を策定する。

○罹災証明発行体制の強化【危機管理室】【課税課】

- 災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る職員や会場を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

②住宅・都市

○民間住宅・建築物等の耐震化対策の推進【住宅政策課】【都市計画課】

- 建築物所有者への耐震化の確実な普及・啓発を推進するため、地震に対する安全性が明らかでない木造住宅の分布状況等の地域特性を踏まえて、重点エリアを定め、まちまるごと耐震化支援事業（まちまる事業）を開拓する。
- 「富田林市耐震改修促進計画」に基づき、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進と、ブロック塀等の安全対策や家具の転倒防止の促進について、相談体制の充実、情報提供等を通じて、耐震化の阻害要因の解消又は軽減に努める。

○市有建築物等の耐震化対策の推進

【総務課】【行政管理課】【都市計画課】【教育総務課】【こども未来室】

- 「住宅建築物耐震10カ年戦略・大阪」を踏まえ、市耐震改修促進計画の見直しを行い、防災体制の強化や災害時の行政機能の維持に向け、施策の展開や計画的な公共建築物の耐震化を推進するとともにオープンスペース等の一体的整備に努める。
- 府と連携し、ブロック塀等の安全対策、天井等の二次構造部材（非構造部材）脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策および、高層建築物等における長周期地震動対策等に努める。
- 学校園施設（幼稚園、小学校、中学校）については、園児・児童・生徒の安全を確保し、災害時における避難所としての機能を維持するため、学校園施設の屋内運動場等の非構造部材の耐震化を推進する。
- 耐震診断により耐震性能が低いと判断された公共建築物については、災害時に果たすべき施設機能の重要性等を考慮した上で耐震補強や除却等について早急に検討する。
- 窓ガラスの飛散防止や外壁材等の安全点検・落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落防止対策、ブロック塀・擁壁等の安全対策・改修工法や屋外広告物等の安全確保の周知・啓発を推進する。

○空家対策の推進【住宅政策課】

- 生活環境や安全面等で問題のある空き家の除去や活用を図るため、空き家所有者等の空き家情報を把握し、所有者に対し管理・適正化に向けた指導、除却費用の補助、空家バンクの活用等に努める。

○液状化対策の推進【行政管理課】【都市計画課】

- 公共・公益施設の整備にあたっては、必要に応じて、地盤改良などにより液状化の発生を防止する対策を検討するとともに、大規模開発などにあたっては、充分な連絡・調整を図る。

○市街地等の不燃化【都市計画課】【住宅政策課】

- 府が策定した「大阪府密集市街地整備方針（平成30年3月改定）」等を踏まえ、防

②住宅・都市

- 災性の向上に重点を置きながら、地域の魅力を向上させつつ、まちの不燃化や、延焼遮断帯の整備等の取り組みを進める。
- 市街地の不燃化を促進するため、耐火・準耐火建築物への建替え誘導による市街地火災の延焼防止・遅延を図る。
 - ②住宅・都市「○空家対策の推進」と同じ。

○市街地の面的整備【道路交通課】【農とみどり推進課】

- 災害応急対策に従事する車両等の通行を確保するため、緊急交通路となる幹線道路の整備や適切な維持・管理、沿道のブロック塀等の耐震化を推進する。
- 避難経路の安全性を確保するため、避難所等へ接続する生活道路の整備を推進する。
- 避難地等の機能を有する都市公園の整備や防災拠点における機能の充実と維持・管理を推進する。
- 消防活動が困難である区域の解消に資する道路を整備する。

○ライフライン確保体制の整備【危機管理室】【上下水道総務課】

- ①行政機能／消防／防災教育等「ライフライン確保体制の整備」と同じ。

○水道の災害対応力の強化【水道工務課】【農とみどり推進課】

- ①行政機能／消防／防災教育等「○水道の災害対応力の強化」と同じ。

○健康管理体制の確立【危機管理室】【健康づくり推進課】

- 避難者の健康管理や生活環境の整備を行うため、大阪府と連携して避難所・福祉避難所・応急仮設住宅等において、健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制の強化を図る。

○防災拠点の整備・充実【危機管理室】【都市計画課】

- ①行政機能／消防／防災教育等「○防災拠点の整備・充実」と同じ。

○河川水位の情報伝達【農とみどり推進課】

- 河川の水位情報収集の代替手段として、河川監視カメラ等を設置する。

○避難体制の確立【危機管理室】【警備救急課】【地域福祉課】

- ①行政機能／消防／防災教育等「○避難体制の確立」と同じ。

○事業者による自主防災体制の整備【予防課】

- ①行政機能／消防／防災教育等「○事業者による自主防災体制の整備」と同じ。

○水道施設の耐震化および長寿命化の推進【水道工務課】

- 安定的な上水道の供給を行うため、「富田林市水道事業整備計画」に基づき、水道施設等の重要給水施設に至る水道管を優先して耐震化工事に加えて、災害時や緊急時に備えた危機管理体制を整える。
- 水道施設に対して点検記録や事故記録、修繕履歴などの蓄積・分析を行うなど、アセットマネジメントのレベルアップを図る。

○水道の早期復旧及び飲料水の確保【水道工務課】

- ①行政機能／消防／防災教育等「○水道の早期復旧及び飲料水の確保」と同じ。

○水道の災害対応力の強化【水道工務課】【水道総務課】

- 水道施設の適正な維持管理や耐震化、老朽化施設の計画的な更新による長寿命化を推進するとともに、水質管理を徹底し、安全で安心な水の安定的な供給に取り組む。

②住宅・都市

- ・ 安定的な上水道の供給を行うため、「富田林市水道事業整備計画」に基づき、水道施設等の重要給水施設に至る水道管を優先して耐震化工事に加えて、災害時や緊急時に備えた危機管理体制を整える。
- ・ 市は、災害発生後、被害を早急に調査し、市民が健全な生活を維持できるよう、迅速に災害応急対策や復旧活動に取り組む防災体制を整備するとともに、二次災害防止対策の推進に努める。
- ・ 災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

○下水道機能の確保【下水道課】

- ・ 集中豪雨による浸水被害を軽減するために、下水道施設における整備（ハード対策）の着実な実施に努める。また、市民に対し浸水・避難情報等を提供することで自発的な安全意識を醸成すると共に自助・共助と公助を促進するような対策（ソフト対策）を推進する。
- ・ 関係機関と連携し、ポンプ場の機能確保やポンプ車等による排水等の長期湛水の早期解消のための手順を定める。
- ・ 減災対策の一環として下水道業務継続計画（下水道BCP）に基づき、被災時に速やかに下水道機能を維持・回復することができる体制の構築に努める。
- ・ ① 行政機能／消防／防災教育等「○下水道機能の確保」と同じ。

○道路通行機能の確保【道路交通課】【水道工務課】【下水道課】【住宅政策課】

- ・ 道路下空間の水道・下水道等のインフラ施設の老朽化・耐震化対策などを実施する。
- ・ 対象路線に面した一定の高さ・長さを有するブロック塀等に対して、所有者に耐震診断を義務付け、耐震化に取り組む。
- ・ 減災対策の一環として下水道業務継続計画（下水道BCP）に基づき、被災時に速やかに下水道機能を維持・回復することができる体制の構築に努める。
- ・ 市内の下水道施設に対し、限られた人員と経営資源で効率的・効果的に維持管理や修繕および改築を適切に実施してアセットマネジメントを推進し、下水道の本来の目的である環境との共生の維持に努める。
- ・ ① 行政機能／消防／防災教育等「○道路の安全確保」と同じ。

○文化財保護対策の推進【文化財課】

- ・ 市民にとってかけがえのない遺産である文化財を、災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

○被災者支援対策の推進【商工観光課】【住宅政策課】

- ・ 市は、雇用の機会を拡大するために、雇用促進広域連携協議会と連携し、求人・求職情報フェアの実施、起業・創業を希望する人への支援、新たな企業・商業施設の誘致等を実施し、市内企業が抱える人材不足の解消や、市民の就労機会の充実に努める。
- ・ 府と連携し、公共空地の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。
- ・ 災害における被災者用の住居として利用可能な公共住宅や民間住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制の整備に努める。

③保健・医療・福祉

○避難行動要支援者支援体制の整備

【地域福祉課】【危機管理室】【警備救急課】【消防総務課】

- ・ 避難行動要支援者への支援組織の設置を促進する。

③保健・医療・福祉

- 要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。
- 地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、自治会など地域住民組織や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア等と連携した体制づくりを図る。
- 福祉関係団体等と連携し、防災上、情報入手が困難な聴覚障がい児者などへ、日常生活用具の給付などを通じて情報伝達手段の整備を進める。
- 福祉関係施設と連携し、被災生活が長期化した場合に、24時間体制で巡回介護にあたる体制や在宅被災の高齢者等の援護対策を検討する。
- 地震や風水害等の災害に備え、要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要支援者に関する情報を把握するとともに、避難行動要支援者支援プランの普及により防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制の推進を図る。
- 要配慮者が利用しやすいよう、指定避難所に指定された施設のバリアフリー化に努めるなど、施設の福祉的整備を図り、福祉避難所の指定に努める。また、福祉関係者等の協力と連携し、指定避難所における介護や医療的ケアなどの支援活動を充実させるため、必要な人員の確保に努める。
- 消防本部、消防団、福祉関係団体等と連携し、防災上、介助支援を必要とする対象者への防火指導とあわせて、簡易型の警報設備や自動消火設備等の防災機器の普及を促進する。
- 各社会福祉施設管理者等に対し、施設の耐震化の促進や、被災状況を市や府に報告する体制の整備に努めるよう指導を行う。

○医薬品等の確保体制の整備【健康づくり推進課】【危機管理室】

- 府と連携して、備蓄すべき医薬品等の品目、数量を定めるとともに、医療関係機関などと協力し、医薬品及び医療用資器材の確保体制の整備（災害拠点病院等での病院備蓄、卸業者や大阪府薬剤師会医薬品備蓄センター等による流通備蓄）に努める。

○非常用電源設備等の確保【総務課】【消防総務課】

- ① 行政機能／消防／防災教育等「○非常用電源設備等の確保」と同じ。

○応急医療体制の整備・拡充【健康づくり推進課】

- 市は防災関係機関等と協力し、地震防災対策特別措置法に定める地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等（公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの）の整備の推進を図る。
- 事業者の事業継続計画（B C P）の策定、事業継続マネジメント（B C M）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。
- 府と連携して、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資器材、輸血用血液等の確保体制を整備する。また、日本赤十字社大阪府支部は、災害時における血液製剤の供給体制を整備する。

○受援体制の強化【危機管理室】【健康づくり推進課】【警備救急課】

- 府と連携し、災害派遣医療チーム（D M A T）の充実強化や実践的な訓練の実施、関西広域連合管内のドクターヘリによる災害時の機動的かつ効果的な運航体制の構築、ドクターヘリ運航要領に定める災害時の運用、複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参考拠点等の確保等の救急医療活動への支援体制の整備に努める。

○救助・救急体制の充実【警備救急課】

③保健・医療・福祉

- ・ 救急救命活動体制を強化するため、救急救命士の養成・能力向上を図る。

○衛生管理の強化【健康づくり推進課】

- ・ 感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、衛生状態の監視、改善、食品の取扱方法や容器の消毒等の指導等の食品衛生監視活動を通じて、常に良好な衛生状態を保つよう努める。
- ・ 府と連携して、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等の体制整備に努める。

○防疫・衛生用資材の確保【危機管理室】【環境衛生課】【下水道課】

- ・ 防疫に必要な薬品を調達、確保する。
- ・ 避難所等において、仮設トイレの確保や整備等に努める。
- ・ 市単独の保健衛生・防疫活動が十分でないと認められるときは、府に協力を要請して実施する。

○相談体制の確立【人権・市民協働課】

- ・ ① 行政機能／消防／防災教育等「○相談体制の確立」と同じ。

○感染症対策の充実【環境衛生課】

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、府の指示を受け必要な措置を行う。

○感染症用資材の確保【危機管理室】

- ・ 感染症に必要な薬品を調達、確保する。
- ・ 避難所等において、マスクや手指消毒薬の備蓄等に努める。
- ・ 市単独の感染症対策が十分でないと認められるときは、府に協力を要請して実施する。

○協力体制の整備【環境衛生課】【下水道課】

- ・ 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。
- ・ 減災対策の一環として下水道業務継続計画（下水道B C P）に基づき、被災時に速やかに下水道機能を維持・回復することができる体制の構築に努める。
- ・ 市単独の保健衛生・防疫活動が十分でないと認められるときは、府に協力を要請して実施する。

④エネルギー・環境

○ライフライン確保体制の整備【危機管理室】【上下水道総務課】

- ・ ①行政機能／消防／防災教育等「ライフライン確保体制の整備」と同じ。

○家庭動物保護体制の整備【危機管理室】【環境衛生課】

- ・ 市、府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

○エネルギー供給源の多様化【危機管理室】【環境衛生課】

- ・ エネルギー源供給の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギー

④エネルギー・環境

の導入や家庭用太陽光発電システム及び家庭用燃料電池の利活用等を促進する。

○事業者によるBCPの策定【商工観光課】【上下水道総務課】【危機管理室】

- ① 行政機能／消防／防災教育等「○事業者によるBCPの策定」と同じ。

○協力体制の整備【環境衛生課】【下水道課】

- ③ 保健・医療・福祉「○協力体制の整備」と同じ。

○管理化学物質等の災害予防対策【環境衛生課】

- 関係者に対して管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

○災害廃棄物処理体制の確立【環境衛生課】

- 災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。
- 災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。
- 災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取り組み等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

⑤金融

○雇用機会の確保【商工観光課】

- ① 行政機能／消防／防災教育等「○雇用機会の確保」と同じ。

○災害対応体制の強化【危機管理室】【会計室】【財政課】

- ① 行政機能／消防／防災教育等「○災害対応体制の強化」と同じ。

○被災者支援対策の推進【住宅政策課】【商工観光課】

- ② 住宅・都市「○被災者支援対策の推進」と同じ。

○中小企業等の復興支援【商工観光課】【農とみどり推進課】

- 市及び防災関係機関は、流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずる。
- 災害により被害を受けた中小企業の再建を促進し、生産力の回復と経営の安定化を図るために、政府系金融機関及び一般金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証等、これらの対策が迅速かつ円滑に行われるよう国・府に要請するとともに、関係各部、関係機関、団体等の協力を得て、必要な広報活動を積極的に実施する。
- 災害により被害を受けた農業関係者等に対して復旧を促進し、農業等の生産力の回復と経営の安定化を図るため、国・府が行う災害復旧に関する融資制度等について広報するとともに、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、府に協力して必要な措置を講ずる。

⑥情報通信

○帰宅困難者対策の普及・啓発【危機管理室】

- ① 行政機能／消防／防災教育等「○帰宅困難者対策の普及・啓発」と同じ。

⑥情報通信

○非常用電源の確保【危機管理室】

- ① 行政機能／消防／防災教育等「○非常用電源の確保」と同じ。

○情報提供体制の整備【危機管理室】

- 市及び防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下にある市民や職員に対し、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）、ポータルサイト（おおさか防災ネット）の市ウェブサイトやメール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、防災アプリ等の整備を推進し、伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 防災行政無線や電子メール等を通じ、市民に迅速かつ正確に情報伝達するしくみづくりを推進する。

○通信インフラ確保体制の整備【危機管理室】

- 災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、通信インフラに関わる事業者に対して、防災体制の整備を要請する。
- 大規模自然災害が発生した場合に、大阪府、富田林市による回線の利用が優先的に実現できるよう、通信事業者に対して防災体制要請する。

○災害広報体制の整備【危機管理室】

- 市は、放送事業者、通信事業者等とともに、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達するための災害広報体制の整備に平時より努める。

○情報収集伝達体制の強化【危機管理室】【政策推進課】【人権・市民協働課】

- ⑥情報通信「○災害広報体制の整備」と同じ。
- 職員の情報分析力の向上を図るとともに被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。
- 災害時における安全の確保を図るため、市内在住の外国人に対する防災教育・訓練や訪日外国人旅行者等への災害に関する知識や情報の入手先などの防災情報の提供に努める。
- 多言語版ハザードマップを作成、更新していく。

○災害情報共有化の推進【都市魅力課】【危機管理室】

- 避難所等においては、テレビ・ラジオ放送の中止等で情報を受け取れない人がいることから、それ以外の手段で情報を入手し、情報共有する仕組みを構築する。
- 防災関連情報専用ツイッターアカウントを新設し、災害時においても多様な情報伝達手段を確保できる体制の構築に努める。

○地盤災害予防対策の推進【危機管理室】【道路交通課】【農とみどり推進課】

- ① 行政機能／消防／防災教育等「○地盤災害予防対策の推進」と同じ。

○避難勧告等の判断・伝達マニュアルの改訂【危機管理室】

- ① 行政機能／消防／防災教育等「○避難勧告等の判断・伝達マニュアルの改訂」と同じ。

⑦産業構造

○事業者によるBCPの策定【商工観光課】【上下水道総務課】【危機管理室】

- ・① 行政機能／消防／防災教育等「○事業者によるBCPの策定」と同じ。

○帰宅困難者支援体制の整備【危機管理室】

- ・災害時発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生の防止、企業等に対して施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。
- ・「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、企業等に対する必要な物資の備蓄、災害時帰宅支援ステーションのサービス、家族等の間での災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板サービスの活用などについて、広報啓発に努める。

○中小企業等の復興支援【商工観光課】【農とみどり推進課】

- ・⑤ 金融「○中小企業等の復興支援」と同じ。

○雇用機会の確保【商工観光課】

- ・① 行政機能／消防／防災教育等「○雇用機会の確保」と同じ。

⑧交通・物流

○市が管理する橋梁及び横断歩道橋の耐震化及び老朽化対策の推進【道路交通課】

- ・災害時における緊急輸送道路に跨る橋梁の耐震化や、緊急交通路における橋梁の耐震化を推進する。
- ・安全・安心な道路交通の確保や維持・管理コストの削減を図るため、平成25（2013）年に法令化された道路構造物の定期点検に努めるとともに、「富田林市橋梁長寿命化修繕計画」に基づいた橋梁等の計画的な維持・補修等により、長寿命化を推進する。

○市街地の面的整備【道路交通課】【農とみどり推進課】

- ・② 住宅・都市「○市街地の面的整備」と同じ。

○道路啓開体制の充実【道路交通課】

- ・① 行政機能／消防／防災教育等「○道路啓開体制の充実」と同じ。

○道路通行の円滑化【道路交通課】【環境衛生課】

- ・災害時の道路通行を円滑にするため、迅速な道路啓開、交通規制、災害廃棄物の早期処理等を実施する。
- ・① 行政機能／消防／防災教育等「○道路啓開体制の充実」と同じ。

○物資等の確保体制の構築【危機管理室】

- ・災害による家屋の損壊、滅失、浸水等により、水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備に努める。

○輸送ルートの確保【道路交通課】

- ・① 行政機能／消防／防災教育等「○道路の安全確保」と同じ。

○道路防災対策の推進【道路交通課】

- ・道路管理者に対し、平常時から道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制の整備を要請する。
- ・府及び関係機関と連携し、救助・救急・消火・医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路の確保、交通規制の実施等の体制整備に努める。

○道路・道路施設の整備【道路交通課】【危機管理室】

⑧交通・物流

- ・帰宅経路の情報提供、安全な歩行空間や休憩場所の確保等、徒步帰宅を支援する環境整備等、ソフト・ハードにわたる取り組みを国・府・関西広域連合等と連携しながら推進する。
- ・① 行政機能／消防／防災教育等「○道路の安全確保」と同じ。

○道路の安全確保【道路交通課】

- ・道路管理者に対し、道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備するよう要請する。
- ・① 行政機能／消防／防災教育等「○道路の安全確保」と同じ。

○交通確保体制の整備【道路交通課】【都市計画課】

- ・災害時における緊急交通路として、大阪南部高速道路の整備事業化に向けて関係機関へ要望を行う。
- ・広域交通の円滑化や災害に強い交通基盤を構築するため、(都)八尾富田林線、(都)狭山河南線をはじめ、(都)金剛東1号線、(都)甲田桜井線、(都)須賀錦織線、(都)北大伴東板持線などの都市計画道路の整備・検討に努める。
- ・災害応急対策に従事する車両等の通行や避難経路の安全性を確保するため、緊急交通路となる幹線道路や避難所等へ接続する生活道路の整備や適切な維持・管理を推進する。
- ・鉄軌道、道路施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努める。市は、鉄軌道、道路施設の管理者との日頃からの連携に努め、同事業者の体制の整備を促進する。
- ・緊急交通路に布設されている管路、ならびに軌道横断管路を重要度の高い管路として位置付け、優先的に耐震化を図る。

⑨農林業

○水害予防対策の推進【危機管理室】【農とみどり推進課】【下水道課】

- ・① 行政機能／消防／防災教育等「○水害予防対策の推進」と同じ。

○農地等の防災対策【農とみどり推進課】

- ・被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を講ずる。
- ・府及び農業協同組合と連携し、農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導に努める。

○都市基盤施設の防災機能の強化

【農とみどり推進課】【道路交通課】【下水道課】【水道工務課】【警備救急課】

- ・水害を防止するため、河川における流水断面の確保と護岸の改修・補強を実施する。
- ・土木構造物の補修工事や、上下水道等の地震に対する安全性の向上、河川における護岸の改修・補強等に取り組むとともに、防災訓練等を通じた市民の防災意識の高揚や、自主防災組織等の設置促進等により、地域防災力の向上と災害に強いまちづくりを推進する。
- ・局所的な浸水被害軽減対策を含め、河道拡幅（低水路拡幅）により流下能力を確保する。
- ・市及び府は、公園、道路、河川、ため池等都市基盤施設に、災害対策上有効な防災機能の整備を進める。
- ・減災対策の一環として下水道業務継続計画（下水道BCP）に基づき、被災時に速やかに下水道機能を維持・回復することができる体制の構築に努める。
- ・市内の下水道施設に対し、限られた人員と経営資源で効率的・効果的に維持管理や修

⑨農林業

繕および改築を適切に実施してアセットマネジメントを推進し、下水道の本来の目的である環境との共生の維持に努める。

○地盤災害予防対策の推進【危機管理室】【道路交通課】【農とみどり推進課】

- ・ ① 行政機能／消防／防災教育等「○地盤災害予防対策の推進」と同じ。

○防災機能等の強化【農とみどり推進課】

- ・ 農地・森林等の被害による土地の荒廃を防ぐため、被災農地や水路、森林等の早期復旧に向けた体制の構築を進めるとともに、ため池の防災・減災対策などを促進する。
- ・ 市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難場所等、防災上重要な役割を担っており、適切に保全・活用する必要があるため、市は防災協力農地登録制度の推進に努める。

○森林整備・保全活動等の推進【農とみどり推進課】

- ・ 農地・森林等の荒廃を防ぐための、鳥獣害対策の強化、自然公園等の整備、ボランティア等による森林整備・保全活動等を推進する。

⑩国土保全・土地利用

○市街地の面的整備【道路交通課】【農とみどり推進課】

- ・ ② 住宅・都市「○市街地の面的整備」と同じ。

○水害予防対策の推進【危機管理室】【農とみどり推進課】【下水道課】

- ・ ① 行政機能／消防／防災教育等「○水害予防対策の推進」と同じ。

○水防体制の充実【危機管理室】【消防総務課】

- ・ ① 行政機能／消防／防災教育等「○水防体制の充実」と同じ。

○地盤災害予防対策の推進【危機管理室】【道路交通課】【農とみどり推進課】

- ・ ① 行政機能／消防／防災教育等「○地盤災害予防対策の推進」と同じ。

○土砂災害警戒区域等における防災対策【危機管理室】【農とみどり推進課】

- ・ ① 行政機能／消防／防災教育等「○土砂災害警戒区域等における防災対策」と同じ。

○道路防災対策の推進【道路交通課】

- ・ ⑧ 交通・物流「○道路防災対策の推進」と同じ。

○都市基盤施設の防災機能の強化

【農とみどり推進課】【道路交通課】【下水道課】【水道工務課】【警備救急課】

- ・ ⑨ 農林業「○都市基盤施設の防災機能の強化」と同じ。

○防災機能等の強化【農とみどり推進課】

- ・ ⑨ 農林業「○防災機能等の強化」と同じ。

○下水道機能の確保【下水道課】

- ・ ② 住宅・都市「○下水道機能の確保」と同じ。

○建設候補地の選定等

【危機管理室】【道路交通課】【住宅政策課】【政策推進課】

⑩国土保全・土地利用

- 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、地籍調査による土地境界の確定、復興に向けた土地利用方針の早期公表、住宅等の早期供給体制の整備、中小企業等の事業再開のための措置を講ずる。
- 戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係書類並びに施設管理台帳等の復旧に必要な各種データの整備、保管に努める。
- 府と連携し、あらかじめ応急仮設住宅建設候補地を選定し、発災時には、応急仮設住宅の建設が迅速に行われる体制の整備に努める。

(A) リスクコミュニケーション

○民間住宅・建築物等の耐震化対策の推進【住宅政策課】【都市計画課】

- ②住宅・都市「○民間住宅・建築物等の耐震化対策の推進」と同じ。

○避難体制の確立【危機管理室】【警備救急課】【地域福祉課】

- ①行政機能／消防／防災教育等「○避難体制の確立」と同じ。

○予防対策の推進【危機管理室】【都市魅力課】【都市計画課】

- ①行政機能／消防／防災教育等「○予防対策の推進」と同じ。

○火災予防対策の推進【警備救急課】【予防課】

- ①行政機能／消防／防災教育等「○火災予防対策の推進」と同じ。

○情報提供体制の整備【危機管理室】

- ⑥情報通信「○情報提供体制の整備」と同じ。

○市民における備蓄の促進【危機管理室】

- ①行政機能／消防／防災教育等「○市民における備蓄の促進」と同じ。

○非常用電源の確保【危機管理室】

- ①行政機能／消防／防災教育等「○非常用電源の確保」と同じ。

○地盤災害予防対策の推進【危機管理室】【道路交通課】【農とみどり推進課】

- ①行政機能／消防／防災教育等「○地盤災害予防対策の推進」と同じ。

○広域避難計画等の検討【危機管理室】

- ①行政機能／消防／防災教育等「○広域避難計画等の検討」と同じ。

(B) 人材育成

○地域防災力の強化【消防総務課】【警備救急課】

- ①行政機能／消防／防災教育等「○地域防災力の強化」と同じ。

○救助・救急体制の充実【警備救急課】

- ③保健・医療・福祉「○救助・救急体制の充実」と同じ。

○災害ボランティア対策【地域福祉課】【社会福祉協議会】

- ①行政機能／消防／防災教育等「○災害ボランティア対策」と同じ。

○災害復興体制の確立【危機管理室】

- 復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態を防ぐため、大阪府震災復興都市づくりガイドラインや大阪府復興計画

(B) 人材育成

- 策定マニュアルを参考に、復興都市づくりにおける人材育成、建設業の担い手確保（働き方改革）などの施策を推進する。
- ・ 被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、府等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興等の検討を行い、災害復興方針を策定し、具体的な災害復興計画の策定を行う。
 - ・ 復興計画に基づき、関係機関が実施する諸事業と調整しつつ、庁内に災害復興に関する調整会議を設置するとともに、必要に応じて府及び他市町村と連携して、広域応援体制を整備して復興に努める。

○罹災証明発行体制の強化【危機管理室】【課税課】

- ・ ① 行政機能／消防／防災教育等「○罹災証明発行体制の強化」と同じ。

○応急危険度判定体制の整備【危機管理室】【都市計画課】

- ・ 府と連携し、市民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。
- ・ 府、建築関係団体との連携により開催する応急危険度判定講習会に参加し、応急危険度判定士および被災宅地危険度判定士の養成、登録に協力する。

(C) 官民連携

○分散備蓄・供給体制の整備【危機管理室】

- ・ ① 行政機能／消防／防災教育等「○分散備蓄・供給体制の整備」と同じ。

○ライフライン確保体制の整備【危機管理室】【水下水道総務課】

- ・ ② 住宅・都市「○ライフライン確保体制の整備」と同じ。

○水道の災害対応力の強化【水道工務課】【農とみどり推進課】

- ・ ① 行政機能／消防／防災教育等「○水道の災害対応力の強化」と同じ。

○協力応援体制の整備【危機管理室】

- ・ ① 行政機能／消防／防災教育等「○協力応援体制の整備」と同じ。

○エネルギー供給源の多様化【危機管理室】【環境衛生課】

- ・ ④ エネルギー・環境「○エネルギー供給源の多様化」と同じ。

○消防力の充実【消防総務課】【警備救急課】【農とみどり推進課】

- ・ ① 行政機能／消防／防災教育等「○消防力の充実」と同じ。

○災害廃棄物処理体制の確立【環境衛生課】

- ・ ④ エネルギー・環境「○災害廃棄物処理体制の確立」と同じ。

【別紙1】「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの脆弱性評価結果

○「8の事前に備えるべき目標と事前の備えが効果を発揮する期間」について

※：効果を発揮する期間（想定）及び南海トラフ巨大地震被害における効果を発揮する主な期間は、大阪府強靭化地域計画（令和2年3月）を参考に定めている。

事前に備えるべき目標	効果を発揮する期間	(想定) 南海トラフ巨大地震被害における効果を発揮する主な期間					
		発災時	発災直後	1週間	1ヶ月	6ヶ月	それ以降
1. 直接死を最大限防ぐ	主に、災害の発生の瞬間から公的な救助が到達するまでの間	●	●				
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	主に、災害の発生直後から、災害急性期医療の時期を経て、仮設住宅（みなしを含む）が整うまでの間		●	●	●	●	
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	主に、災害の発生直後から、行政の業務負荷が概ね発災前の状況に戻るまでの間 台風のように、事前に大規模災害発生の懸念があるときから発災までの間の対応を含む		●	●			
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	主に、災害の発生の瞬間から、各種ライフラインの復旧が始まるまでの間		●	●			
5. 経済活動を機能不全に陥らせない	主に、発災後、被災地の経済活動の停止や交通分断等の影響が被災地外に及び始める頃から、被災地の経済活動の再開、交通分断の解消が進むか、代替措置が整い、被災地外の活動が概ね正常化するまでの間		●	●	●	●	
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	主に、救助・救急活動が最優先となる時期を過ぎて以降			●	●	●	

事前に備えるべき 目標	効果を発揮する期間	(想定) 南海トラフ巨大地震被害に おける効果を発揮する主な期間					
		発災 時	発災 直後	1週間	1ヶ月	6ヶ月	それ 以降
7. 制御不能な複合 災害・二次災害 を発生させない	主に、最初の物的被害（施設等 の被災）が発生した直後から、 新たな災害となる物質や施設 等が除却されるか、当該物的被 害の復旧（代替措置含む）が終 わるまでの間		●	●	●	●	
8. 地域社会・経済が 迅速かつ従前よ り強靭な姿で復 興できる条件を 整備する	主に、仮設住宅の一部入居開始 の受付が始まる時期以降				●	●	●

○「現在の水準を示す指標」について

- 脆弱性評価の結果に対して、対象となる事業の進捗状況などを記載
- 【（年次）】 → 記載年次の年度末時点の指標（記載年次以前の実績を含む）

1. 直接死を最大限防ぐ

注) < >は関係する施策分野

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生

○民間住宅・建築物等の耐震化対策の推進

<住宅・都市><リスクコミュニケーション>

- ・施設の倒壊による死傷者の発生を防ぐため、住宅・建築物等の耐震化を進める必要がある。

○市有建築物等の耐震化対策の推進 <住宅・都市>

- ・「住宅建築物耐震10カ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画）」を踏まえ、庁舎や学校、市営住宅などの市有建築物の耐震対策を推進するとともに、民間住宅・建築物の耐震対策を促進する必要がある。
- ・ブロック塀等の安全対策や体育館の天井部材などの二次構造部材についても耐震対策を進める必要がある。

○市が管理する橋梁及び横断歩道橋の耐震化及び老朽化対策の推進 <交通・物流>

- ・橋梁などの交通施設や鉄道施設等の耐震対策を推進する必要がある。

○空家対策の推進 <住宅・都市>

- ・危険空き家の除去等を働きかける必要がある。

○液状化対策の推進 <住宅・都市>

- ・住宅の液状化対策、災害に強い良質なマンション整備などを普及させる必要がある。

○避難体制の確立 <行政機能／消防／防災教育等>

- ・住民が安全な避難を行うため、市町村において、避難所や緊急避難場所の指定、防災農地の登録などを進めるよう働きかける必要がある。

○避難行動要支援者支援体制の整備 <保健・医療・福祉>

- ・「避難行動要支援者」支援のため、避難行動要支援者名簿の更新等を進める必要がある。

○予防対策の推進 <行政機能／消防／防災教育等><リスクコミュニケーション>

- ・市民が災害の危険性を事前に把握するため、防災マップの作成・改訂を進める必要がある。
- ・大阪府が公表している大規模盛土造成マップについても、府と連携した取り組みが必要である。
- ・市民の防災意識の向上を図るため、各種啓発活動や避難訓練を実施する必要がある。

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

重要業績指標	現状値（空欄は未設定）	目標値（空欄は未設定）
【危機管理室】		
指定避難所と指定避難場所の指定箇所	41 箇所【R2 年】	
富田林市避難所運営マニュアルの策定	策定済【H27 年】	
防災訓練の参加者数（実績/予定）	1,523/1,300 人 【R1 年】	2,000 人【R8 年】
地域防災訓練補助金申請校区（実績/予定）	7/8 団体【R1 年】	10 団体【R3 年】

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生		
地域版ハザードマップの作成支援団体数（実績/予定）	4/15 団体【R1 年】	15 団体【R1~3 年】
避難看板の更新箇所数（実績/予定）	33/34 箇所【H30 年】	
【総務課】		
市庁舎耐震化進捗状況	耐震補強未実施【H27 年】	
【行政管理課】		
公共建築物の劣化度調査実施件数	136 施設（314 棟） 【H27 年】 89 施設（119 棟） 【R2 年】	
【地域福祉課】		
富田林市避難行動要支援者支援プランの策定	改定済【H28 年】	
避難行動要支援者名簿の登録者数	4,366 人 【R2 年 12 月現在】	
避難行動要支援者地域支援組織数（実績/予定）	51/49 組織【R1 年】	62 組織【R8 年】
避難行動要支援者地域支援に係る説明会・講演会等、啓発回数（実績/予定）	2/3 回【R1 年】	3 回【R3 年】
【こども未来室】		
公立保育園舎非構造部材耐震化		
【道路交通課】		
橋梁の耐震対策数	5 橋【令和 2 年度現在】	
橋梁長寿命化対策進捗率（実績/予定）	8/8%【H30 年】	27%【R8 年値】
【都市計画課】		
市有建築物の耐震化率	92%【H28 年】	100%【R7 年】
【住宅政策課】		
市内の住宅の耐震化率	83%【H27 年】	95%【R7 年】
住宅に対する耐震診断費補助戸数（実績/予定）	23/40 戸【H30 年】	20 戸【R3 年】
住宅に対する耐震改修費補助戸数（実績/予定）	2/10 戸【H30 年】	8 戸【R2~3 年】
啓発活動（広報掲載、まちまる、イベント等）の回数（実績/予定）	6/4 回【H30 年】	4 回【R1~3 年】
民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化率	81%（337/417 棟） 【H27 年（推計値）】	95%【R7 年】
自治会等と協力して、住宅への個別訪問の実施数	478 戸【R1 年】	500 戸程度【毎年度】
空家増加率	12%【R4 年目推定値】	9%【R4 年】
老朽危険空家除却補助件数（実績/予定）	1/5 件【H30 年】	5 件【R1~3 年】
【警備救急課】		
自主防災組織数（実績/予定）	4/6 組織【R1 年】	120 組織【R8 年値】
自主防災組織の訓練実施件数（実績/予定）	67/76 件【R1 年】	90 件【R3 年】
自主防災組織の育成指導件数	12/12 件【R1 年】	12 件【R2~3 年】

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生

(実績/予定)		
【教育総務課】		
小学校屋内運動場非構造部材耐震化率（実績/予定）	76/76% 【R1年】	100% 【R2年】 100% 【R8年】
中学校屋内運動場非構造部材耐震化率（実績/予定）	70/70% 【R1年】	100% 【R2年】 100% 【R8年】

1-2 市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生

○市街地等の不燃化 <住宅・都市>

- ・大規模火災による死傷者の発生を防ぐため、市街地等での被害を減らす必要がある。
- ・老朽建築物の除却や道路・公園の整備、防火規制の強化などのまちの不燃化、都市計画道路の整備早期化等による延焼遮断帯の整備などの対策を進める必要がある。
- ・都市の不燃化を推進するため、耐火・準耐火建築物への建替え誘導や、危険空家の除去等を促進する必要がある。

○市街地の面的整備 <住宅・都市>

- ・避難・延焼遮断空間の確保に資する道路・公園等の整備や倒壊・焼失の危険性が高い老朽建築物の更新等により、大阪府と連携して、都市の防災機能の強化を図る必要がある。

○消防力の充実 <行政機能／消防／防災教育等>

- ・大規模火災による被害を軽減するため、消防力の強化、緊急消防援助隊等の受入れ体制整備、消防団の活動強化、消防用水の確保などを進める必要がある。

○火災予防対策の推進

<行政機能／消防／防災教育等><住宅・都市><リスクコミュニケーション>

- ・多数の者が出入りする防火対象物の出火防止対策を図るため、防火管理者や防火担当者に対し、防火・防災管理体制の強化に向けた継続的な指導を行う必要がある。
- ・住民が火災の危険性を事前に把握するため、防災マップの更新により、火災などの危険性を示す必要がある。

○避難体制の確立 <行政機能／消防／防災教育等><リスクコミュニケーション>

- ・市民が安全な避難を行うため、避難所や緊急避難場所の指定などを進める必要がある。

○避難行動要支援者支援体制の整備 <保健・医療・福祉>

- ・「避難行動要支援者」支援のため、避難行動要支援者名簿の更新等を進める必要がある。（再掲）

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

重要業績指標	現状値（空欄は未設定）	目標値（空欄は未設定）
【危機管理室】		
地域版ハザードマップの作成支援団体数（実績/予定）（再掲）	4/15 団体 【R1年】	15 団体 【R1～3年】
指定避難所と指定避難場所の指定箇所（再掲）	41 箇所 【R2年】	

1-2 市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生

【地域福祉課】		
富田林市避難行動要支援者支援プランの策定（再掲）	改定済【H28年】	
避難行動要支援者名簿の登録者数（再掲）	4,366人 【R2年12月現在】	
避難行動要支援者地域支援組織数（実績/予定）（再掲）	51/49組織【R1年】	62組織【R8年】
避難行動要支援者地域支援に係る説明会・講演会等、啓発回数（実績/予定）（再掲）	2/3回【R1年】	3回【R3年値】
【道路交通課】		
市道認定道路の要望件数に対する整備率（実績/予定）	63/100%【H30年】	100%【R1~3年】 100%【R8年】
生活道路の要望件数に対する整備率（実績/予定）	60/100%【H30年】	100%【R1~3年】 100%【R8年】
【都市計画課】		
準防火地域の指定面積	1,162ha【H30年】	
【住宅政策課】		
老朽危険空家除却補助件数（実績/予定）（再掲）	1/5件【H30年】	5件【R1~3年】
空家増加率（再掲）	12%【R4年目推定値】	9%【R4年】
【農とみどり推進課】		
公園の整備件数（実績/予定）	15/10件【H30年】	10件【R1~3年】
【消防総務課】		
消防職員数の定数管理（実績/予定）	167/167人【H30年】	171人【R3年】
消防団員数の定数管理（水防団員数）（実績/予定）	310/350人【H30年】	350人【R1~3年】
消防車両等の配置台数（本署及び4分署）（実績/予定）	30/30台【H30年】	30台【R1~3年】
消防車両の計画的更新整備（実績/予定）	0/1台【H30年】	1台【R1~3年】
消防団車庫の整備・改修（実績/予定）	0/0箇所【H30年】	1箇所【R3年】
消防施設の耐震化率	14/17施設【H30年】	
【予防課】		
住宅用火災警報器等の普及促進等の火災予防啓発活動実施回数（実績/予定）	4/3回【R1年】	3回【R3年】
【警備救急課】		
修繕消火栓数	3基【R1年】	
水道管入替えによる新設消火栓の設置（実績/予定）	3/5基【R1年】	
水道管入替えによる既設消火栓の入替え（実績/予定）	19/35基【R1年】	
消防訓練件数（消防立会い）（実績/予定）	148/180件【R1年】	180件【R2~3年】
自主防災組織数（実績/予定）（再掲）	4/6組織【R1年】	120組織【R8年】
自主防災組織の訓練実施件数（再掲）	67/76件【R1年】	90件【R3年】

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

○水害予防対策の推進

<行政機能／消防／防災教育等><農林業><国土保全・土地利用>

- ・突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者を防ぐため、豪雨や台風などを対象とした治水対策の推進や避難体制の確保などが必要である。
- ・市街地等の浸水を防ぐため、河川堤防や雨水貯留施設の整備、下水道施設の整備、都市基盤施設の老朽化対策などを実施する必要がある。
- ・ため池や水路等の農業用施設の改修や老朽化対策を推進する必要がある。
- ・水門や排水機場等の施設の遠隔操作や自動操作など機能の高度化が必要である。また、施設の操作体制を確保するとともに、水防団等の活動強化に向けた取り組みが必要である。

○道路啓開体制の充実 <行政機能／消防／防災教育等><交通・物流>

- ・豪雨時のアンダーパスの冠水対策や道路の事前通行規制の手法の検討などが必要である。

○水防体制の充実

<行政機能／消防／防災教育等><国土保全・土地利用><官民連携>

- ・洪水等の風水害を対象としたタイムラインの活用が必要である。

○浸水想定区域における避難の確保 <行政機能／消防／防災教育等>

- ・住民が風水害による浸水の危険性を事前に把握するため、浸水想定区域などを示した各種ハザードマップの改訂を進める必要がある。

○情報提供体制の整備 <情報通信><リスクコミュニケーション>

- ・おおさか防災ネットやSNSの活用など、市民や訪日外国人への適切な避難情報の提供を進める必要がある。

○防災行動力の向上 <行政機能／消防／防災教育等>

- ・社会福祉施設等において、避難行動を含むBCPや災害対策マニュアル等の作成及び訓練実施を働きかける必要がある。

○避難体制の確立

<行政機能／消防／防災教育等><住宅・都市><リスクコミュニケーション>

- ・市民の防災意識の向上を図るため、各種啓発活動や避難訓練を実施する必要がある。（再掲）
- ・市民が安全な避難を行うため、避難所や緊急避難場所の指定などを進める必要がある。（再掲）
- ・風水害に関する避難勧告等の判断及び住民への情報伝達ができるよう避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定・改訂を進める必要がある。

○避難行動要支援者支援体制の整備 <保健・医療・福祉>

- ・「避難行動要支援者」支援のため、避難行動要支援者名簿の更新等を進める必要がある。（再掲）

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

重要業績指標	現状値（空欄は未設定）	目標値（空欄は未設定）
【危機管理室】		
富田林市洪水・土砂災害ハザードマップ作成	作成済【H29年】	
地域版ハザードマップの作成支援団体数（実績/予定）（再掲）	4/15 団体【R1年】	15 団体【R1～3年】

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生		
指定避難所と指定避難場所の指定箇所（再掲）	41 箇所【R2 年】	
防災行政無線の整備状況 整備率	96%【R1 年】	100%【R2 年】
防災無線拡張子局数	48 基【R1 年】	50 基【R2 年】
社会福祉施設の避難確保計画策定状況	3 施設 【R2 年 12 月現在】	
富田林市避難勧告等の判断・伝達マニュアル改訂	改定済【R1 年】	
市民への情報伝達手段の多様化		
【地域福祉課】		
富田林市避難行動要支援者支援プランの策定（再掲）	改定済【H28 年】	
避難行動要支援者名簿の登録者数（再掲）	4,366 人 【R2 年 12 月現在】	
避難行動要支援者地域支援組織数（実績/予定）（再掲）	51/49 組織【R1 年】	62 組織【R8 年】
避難行動要支援者地域支援に係る説明会・講演会等、啓発回数（実績/予定）（再掲）	2/3 回【R1 年】	3 回【R3 年】
【住宅政策課】		
啓発活動（広報掲載、まちまる、イベント等）の回数（実績/予定）（再掲）	6/4 回【H30 年】	4 回【R1～3 年】
【農とみどり推進課】		
防災・減災対策を重点的に推進するため池（B 級ため池：新池、寺池、須賀小池、久保堂池）の耐震診断箇所数	4 箇所【H30 年】	
防災・減災対策を重点的に推進するため池（B 級ため池：新池、寺池、須賀小池、久保堂池）補修・改修箇所（実績/予定）	30/29 件【H30 年】	35 件【R2～3 年】
ため池ハザードマップの作成状況（B 級・旧 B 級ため池が対象）（実績/予定）	3/3 箇所【H30 年】	1 箇所【R3 年】
河川の流水断面の確保（実績/予定） (樋門装置の維持補修) 委託、工事件数（実績/予定）	430/430m【H30 年】 7/8 件【H30 年】	400m【R2～3 年】 8 件【R1～3 年】
土砂・流木による被害の危険性が高いと想定される河川への透過型砂防堰堤等の整備	0 件【H30 年値】	
【消防総務課】		
消防団員数の定数管理（水防団員数）（実績/予定）（再掲）	310/350 人【H30 年】	350 人【R1～3 年】
【警備救急課】		
自主防災組織数（実績/予定）（再掲）	4/6 組織【R1 年】	120 組織【R8 年】
自主防災組織の訓練実施件数（実績/予定）（再掲）	67/76 件【R1 年】	90 件【R3 年】

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【下水道課】

富田林市内水はん濫ハザードマップ作成	作成済【R1年】	
富田林市内水はん濫ハザードマップ周知状況【R1年】	市内全戸に配布済 公共施設・民間商業施設等に備付済 市民窓口で配布済	

1-4 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

○地盤災害予防対策の推進<行政機能／消防／防災教育等>

- ・大規模な土砂災害による死傷者の発生を防ぐため、土砂災害対策や山地災害対策などの施設整備や避難体制の確保などが必要である。

○土砂災害警戒区域等における防災対策

<行政機能／消防／防災教育等><国土保全・土地利用>

- ・土砂災害特別警戒区域内の住宅等に対する移転や補強への補助制度の活用を促進する必要がある。
- ・住民が土砂災害による危険性を事前に把握するため、土砂災害発生リスクを周知する土砂災害警戒区域などを示した防災マップの改訂を推進する必要がある。

○情報提供体制の整備 <情報通信><リスクコミュニケーション>

- ・おおさか防災ネットやSNSの活用など、市民や訪日外国人への適切な避難情報の提供を進める必要がある。（再掲）
- ・土砂災害に関する避難勧告等の判断及び住民への情報伝達ができるよう避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定・改訂を進める必要がある。

○防災行動力の向上 <行政機能／消防／防災教育等>

- ・社会福祉施設等において、避難行動を含むBCPや災害対策マニュアル等の作成及び訓練実施を働きかける必要がある。

○避難体制の確立 <行政機能／消防／防災教育等>

- ・市民が安全な避難を行うため、避難路等の点検、避難所や緊急避難場所の指定などを進める必要がある。
- ・市民の防災意識の向上を図るため、さらなる啓発活動や避難訓練を進める必要がある。

○避難行動要支援者支援体制の整備 <保健・医療・福祉>

- ・「避難行動要支援者」支援のため、避難行動要支援者名簿の更新等を進める必要がある。（再掲）

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

重要業績指標	現状値（空欄は未設定）	目標値（空欄は未設定）
【危機管理室】		
「富田林市洪水・土砂災害ハザードマップ」作成状況	作成済【H29年】	
指定避難所と指定避難場所の指定箇所（再掲）	41箇所【R2年】	
防災行政無線の整備状況 整備率（再掲）	96%【R1年】	100%【R2年】
防災無線拡張子局数（再掲）	48基【R1年】	50基【R2年】

1-4 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生		
社会福祉施設の避難確保計画策定状況（再掲）	3 施設 【R2 年 12 月現在】	
「土砂災害ハザードマップ」の作成状況（小学校区や土砂災害警戒区域ごとの詳細マップ）	地理情報ポータルサイト【H29 年】	
市民への情報伝達手段の多様化（再掲）		
【地域福祉課】		
富田林市避難行動要支援者支援プランの策定（再掲）	改定済【H28 年】	
避難行動要支援者名簿の登録者数（再掲）	4,366 人 【R2 年 12 月現在】	
避難行動要支援者地域支援組織数（実績/予定）（再掲）	51/49 組織【R1 年】	62 組織【R8 年】
避難行動要支援者地域支援に係る説明会・講演会等、啓発回数（実績/予定）（再掲）	2/3 回【R1 年】	3 回【R3 年】
【道路交通課】		
がけ地防災工事補助要望件数（実績/予定）	0/1 件【H30 年】	1 件【R8 年】
【農とみどり推進課】		
急傾斜地崩壊対策箇所数	1 箇所【R1 年】	
治山ダムの施工数	1/1 基【R1 年】	
森林整備（間伐）面積	0ha【R1 年】	
富田林市土砂災害特別警戒区域内住宅移転事業補助金の交付状況	0 戸【H30 年】	
土石流観測局等の不稼働率（実績/予定）	0/0%【H30 年】	0%【R8 年】
【警備救急課】		
自主防災組織数（実績/予定）（再掲）	4/6 組織【R1 年】	120 組織【R8 年】
自主防災組織の訓練実施件数（実績/予定）（再掲）	67/76 件【R1 年】	90 件【R3 年】

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

注) < >は関係する施策分野

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

○分散備蓄・供給体制の整備 <行政機能／消防／防災教育等>

- ・食料や燃料等について、必要備蓄量の目標設定と多様な方法による物資の調達・確保手段を確立するとともに、大規模災害に備えて避難所で備蓄することについても検討する必要がある。

○医薬品等の確保体制の整備 <保健・医療・福祉>

- ・医薬品、医療用資器材について、病院での備蓄に加え、関係団体における流通備蓄などが必要である。

○非常用電源設備等の確保 <行政機能／消防／防災教育等>

- ・電力の供給停止に備え、庁舎や病院などに非常用電源設備の整備や燃料の備蓄等を進める必要がある。

○市民における備蓄の促進

<行政機能／消防／防災教育等><リスクコミュニケーション>

- ・各家庭での食料の備蓄等についても、さらなる促進が必要である。

○物資等の確保体制の構築 <交通・物流>

- ・物資等の集配体制について、避難所等のニーズ把握、調達、配送などのシステムを構築する必要がある。

○輸送ルートの確保 <交通・物流>

- ・物資等の輸送ルートの通行機能を確保するため、緊急交通路等の橋梁の耐震化、沿道建築物の耐震対策などを推進する必要がある。
- ・迅速な道路啓開体制の充実が必要である。

○ライフライン確保体制の整備 <住宅・都市><エネルギー・環境>

- ・災害時に長期にわたって電力・燃料等の供給停止が起こらないよう、電気・水道等のライフライン施設の老朽化・耐震化対策等を促進する。
- ・ライフライン等の供給が停止した場合に早期に復旧できるよう、事業者との連携体制の充実が必要である。

○水道の災害対応力の強化

<行政機能／消防／防災教育等><住宅・都市><官民連携>

- ・水道を早期復旧できるよう、水道事業者間の連携及び広域的な応援体制の構築が必要である。
- ・水道の供給停止に備え、生活用水を確保するため、家庭用の井戸等の活用を促進する必要がある。

○事業者によるBCPの策定 <産業構造>

- ・ライフライン事業者やエネルギー関連事業所等のBCP策定の促進が必要である。

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

重要業績指標	現状値（空欄は未設定）	目標値（空欄は未設定）
【危機管理室】		
備蓄食料の備蓄目標に対する備蓄数（実績/予定）	14,000/12,050 食 【R1年】	12,050 食 【R1～3年】 12,050 食 【R8年】
非常用食料、物資の備蓄に関する出前講座	15回【H31年】	
ライフラインに関する災害時応援協定等の協定締結数	9件【R2年】	
飲料水関連の災害時応援協定等の協定締結数	6件【R2年】	
災害時用ヘリポート数	7箇所【H29年】	
市庁舎や消防庁舎の非常用電源設備の整備率	100%【R2年】	
【農とみどり推進課】		
大規模災害時における農業用水を活用した防災活動に関する協定締結数	1件【R1年】	
【水道工務課】		
水道管の耐震適合率（実績/予定）	27/28%【H30年】	43%【R8年】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

○孤立化の防止 <行政機能／消防／防災教育等>

- ・多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生を防ぐため、道路の通行機能の確保対策や救出・救助活動を実施する必要がある。

○道路防災対策の推進 <交通・物流><国土保全・土地利用>

- ・豪雨等により道路法面が崩落し、通行に支障が生じるのを防止するため、道路防災対策が必要である。

○緊急消防援助隊の受入れ体制の整備 <行政機能／消防／防災教育等>

- ・市の消防力のみで救助救急活動が困難な場合に備え、緊急消防援助隊の受入れ体制の整備が必要である。

○道路の安全確保 <交通・物流>

- ・救助救出活動や支援物資の輸送を円滑に行うため、緊急交通路等の通行機能を確保するとともに、迅速な道路啓開体制の充実が必要である。

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

重要業績指標	現状値（空欄は未設定）	目標値（空欄は未設定）
【道路交通課】		
橋梁の耐震対策数（再掲）	5橋【令和2年度現在】	

2-3 救助・救急活動等の絶対的不足

○消防力の充実 <行政機能／消防／防災教育等>

- ・消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足による影響を回避するため、防災機関の活動体制の確保などが必要である。

○地域防災拠点の整備 <行政機能／消防／防災教育等>

- ・消防本部等の耐震対策・浸水対策が必要である。
- ・大規模自然災害発生時に、救出救助にあたる自衛隊、警察、消防等の支援部隊が集結・駐屯する後方支援活動拠点を確保しておく必要がある。
- ・受援力向上、被害状況確認補助のため、ヘリサインの整備が必要である。

○地域防災力の強化 <行政機能／消防／防災教育等><人材育成>

- ・地域防災力の向上のため、消防団、自主防災組織などの活動強化が必要である。

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

重要業績指標	現状値（空欄は未設定）	目標値（空欄は未設定）
【危機管理室】		
災害用ヘリポートの整備数（再掲）	7箇所【H29年】	
【消防総務課】		
消防職員数の定数管理（実績/予定）（再掲）	167/167人【H30年】	171人【R3年】
消防団員数の定数管理（水防団員数）（実績/予定）（再掲）	310/350人【H30年】	350人【R1～3年】
消防車両等の配置台数（本署及び4分署）（実績/予定）（再掲）	30/30台【H30年】	30台【R1～3年】
消防施設の耐震化率（再掲）	14/17施設【H30年】	
【警備救急課】		
自主防災組織数（実績/予定）（再掲）	4/6組織【R1年】	120組織【R8年】
自主防災組織の訓練実施件数（実績/予定）（再掲）	67/76件【R1年】	90件【R3年】
消防訓練件数（消防立ち会い）（実績/予定）（再掲）	148/180件【R1年】	180件【R2～3年】

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者（通勤・通学・観光客等）の発生、混乱

○帰宅困難者支援体制の整備 <産業構造>

- ・企業・事業所の従業員等の安全確保を図るとともに、一斉帰宅による街中の混乱を回避するため、大阪府の『事業所における「一斉帰宅の抑制」対策ガイドライン』（平成30年改正）等を踏まえた防災計画等の策定を促進する必要がある。

○事業者によるBCPの策定 <産業構造>

- ・中小企業のBCPへの取り組みを支援する必要がある。

○帰宅困難者対策の普及・啓発 <行政機能／消防／防災教育等><情報通信>

- ・一時滞在施設の確保や鉄道の運行情報等の発信等の帰宅困難者対策が必要である。

○道路・道路施設の整備 <交通・物流>

- ・徒歩帰宅を可能とするため、早期の道路啓開が必要である。
- ・徒歩帰宅者を支援するため、ソーラー付き照明灯やマンホールトイレを備えた防災セーフティーロードなどの整備が必要である。

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者（通勤・通学・観光客等）の発生、混乱

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

重要業績指標	現状値（空欄は未設定）	目標値（空欄は未設定）
【危機管理室】		
防災出前講座開催数	15回【R1年】	
帰宅困難者対策訓練の実施	0回【R1年】	
対策協議会設置状況	【未設置】	
【商工観光課】		
B C P策定支援補助金	0件【H30年】	

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

○応急医療体制の整備・拡充 <保健・医療・福祉>

- ・医療施設の機能確保のため、施設の耐震化や非常用電源の確保などの対策やB C P策定の促進などが必要である。
- ・医薬品や燃料等について、病院等での備蓄に加え、関係団体における流通備蓄などが必要である。

○受援体制の強化 <保健・医療・福祉>

- ・災害拠点病院での傷病者の受入れ、災害現場での応急処置等を実施するD M A T隊の出動・受入れ体制の充実が必要である。
- ・適切な医療救護活動が実施されるよう、他府県からの医療救護班の円滑な受入れ体制やコーディネート機能の整備が必要である。

○救助・救急体制の充実 <保健・医療・福祉><人材育成>

- ・救急救命活動体制を強化するため、救急救命士の養成・能力向上を図る必要がある。

○道路の安全確保 <交通・物流>

- ・救助救出活動や支援物資の輸送を円滑に行うため、緊急交通路等の通行機能を確保するとともに、迅速な道路啓開体制の充実が必要である。（再掲）

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

重要業績指標	現状値（空欄は未設定）	目標値（空欄は未設定）
【危機管理室】		
受援計画の策定		
【道路交通課】		
橋梁の耐震対策数（再掲）	5橋【令和2年度現在】	
【警備救急課】		
救急救命士養成人数（実績/予定）	2/2人【R1年】	1人【R2年】 2人【R2~3年】

2-6 被災地における疫病等の大規模発生

○衛生管理の強化 <保健・医療・福祉>

- ・被災地域における食中毒の未然防止を図るため、平常時から、衛生講習会等を実施し、食品衛生に関する意識向上を図るとともに、食品関係施設への衛生指導、市民への広報を行う必要がある。

○下水道機能の確保 <行政機能／消防／防災教育等><住宅・都市>

- ・被災時に下水道（汚水処理）機能を確保するため、処理施設、管渠等の耐震化や下水道B C Pに基づき、速やかに下水道機能を維持・回復することができる体制の構築などを進める必要がある。

2-6 被災地における疫病等の大規模発生

○防疫・衛生用資材の確保 <保健・医療・福祉>

- ・避難所等において、仮設トイレの確保や手指消毒薬の備蓄などを行う必要がある。

○協力体制の整備 <保健・医療・福祉>

- ・被災地域の衛生状態を確保するため、避難所等の生活ごみや仮設トイレ（汲取り式）の適正処理のための関係機関との連携強化、広域的な支援の調整などを行う必要がある。

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

重要業績指標	現状値（空欄は未設定）	目標値（空欄は未設定）
【下水道課】		
重要な汚水管路の耐震化率	7.6%【R1年】	15.0%【R6年】
下水道事業継続計画（BCP）策定	策定済【R1年】	
汚水管路の老朽化対策累積延長	21.9km【R1年】	25.1km【R6年】

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生

○避難体制の確立 <行政機能／消防／防災教育等>

- ・被災者の避難生活を支援するため、必要な避難所の指定や避難所受入れ体制を確保する必要がある。
- ・円滑な避難誘導や避難所のQOL確保等に向け、「避難所運営マニュアル」の充実等を行う必要がある。

○避難行動要支援者支援体制の整備 <保健・医療・福祉>

- ・要配慮者の避難生活を支援するため、福祉避難所の指定とともに、福祉避難所の運営支援などを図る必要がある。

○健康管理体制の確立 <住宅・都市>

- ・避難者の健康管理や生活環境の整備を行うため、大阪府と連携して避難所・福祉避難所・応急仮設住宅等において、健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制の強化を図る必要がある。

○受援体制の強化 <保健・医療・福祉>

- ・社会福祉施設等に対して、避難所等で福祉的支援を行うDWAT（災害派遣福祉チーム）の派遣協力や、緊急一時的な受入れ体制の整備について働きかける必要がある。

○相談体制の確立 <行政機能／消防／防災教育等><保健・医療・福祉>

- ・避難所や在宅避難時におけるいじめやセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、DV（ドメスティック・バイオレンス）などによる被害拡大を防止するため、相談体制の確保等が必要である。
- ・被災者のこころのケアを行うため、こころの健康に関する相談の実施体制の確保やDPAT（災害派遣精神医療チーム）の受入れ体制の確保等が必要である。
- ・被災した児童・生徒のこころのケアを行うため、スクールカウンセラーによる支援体制を充実する必要がある。

○家庭動物保護体制の整備 <エネルギー・環境>

- ・災害発生時に、飼い主がわからない負傷動物等の保護を図るために、府動物愛護管理センターを軸とした動物救護活動のためのマニュアルに基づく体制を整備しておく必要がある。
- ・被災動物の避難所設置など、動物救護施設の確保を行う必要がある。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

重要業績指標	現状値（空欄は未設定）	目標値（空欄は未設定）
【危機管理室】		
指定避難所と指定避難場所の指定箇所（再掲）	41 箇所 【R2 年】	
富田林市避難所運営マニュアルの策定（再掲）	策定済 【H27 年】	
福祉避難所の設置運営に関する協定締結数	5 件 【R1 年】	
【地域福祉課】		
避難行動要支援者地域支援組織数（実績/予定）（再掲）	51/49 組織 【R1 年】	62 組織 【R8 年】
【人権・市民協働課】		
ハラスメント等に関する講座の開催数	2 回 【H30 年】 1 回 【R1 年】	
【警備救急課】		
自主防災組織数（実績/予定）（再掲）	4/6 組織 【R1 年】	120 組織 【R8 年】

2-8 感染症発生による多数の感染者の発生

○感染症対策の充実 <保健・医療・福祉>

- 市内における感染症の拡大を抑えるため、大阪府と連携し、感染症の発生状況や動向調査を行い、健康診断の勧告等を行うなど、迅速かつ的確に防疫活動や保健活動を行う必要がある。

○感染症用資材の確保 <保健・医療・福祉>

- 公共施設等において、マスクや手指消毒薬の備蓄などを行う必要がある。
- マスクや手指消毒薬について、病院での備蓄に加え、関係団体における流通備蓄などが必要である。

○雇用機会の確保 <行政機能／消防／防災教育等><金融>

- 感染症の蔓延による大量の失業・倒産等による経済等への甚大な被害を防ぐため、中小企業の事業再開のための措置、失業者への雇用機会確保などの施策が必要である。

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

重要業績指標	現状値（空欄は未設定）	目標値（空欄は未設定）
【危機管理室】		
避難所用マスクや消毒薬剤の備蓄状況	マスク 100 枚 消毒液 0 個 【R1 年】	マスク 21,060 枚 消毒液 82 個 【R3 年】
【地域福祉課】		
自立相談支援窓口における就労支援	相談件数 36 件 【R1 年】	

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

注) < >は関係する施策分野

3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下		
<p>○防災拠点の整備・充実 <住宅・都市></p> <ul style="list-style-type: none">・市庁機能を維持するため、市庁舎や消防本部等の耐震化対策・浸水対策を促進する必要がある。・地域防災計画・富田林市BCPなどの運用を行うことが必要である。		
<p>○災害対応体制の強化 <金融></p> <ul style="list-style-type: none">・市庁機能を維持するため、富田林市地域防災計画や市BCPなどの改訂や運用を行い、災害時の配備体制や緊急時における財務処理体制を確保する必要がある。・事例紹介や研修会等を通じて、市における災害対応体制（避難所運営やり災証明発行事務など）の強化を図る必要がある。		
<p>○相互応援体制の強化 <行政機能／消防／防災教育等></p> <ul style="list-style-type: none">・府内市町村による相互応援体制の強化を図る必要がある。		
<p>■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）</p>		
重要業績指標	現状値（空欄は未設定）	目標値（空欄は未設定）
<p>【危機管理室】</p>		
市庁舎や消防庁舎の非常用電源設備の整備率（再掲）	100%【R2年】	
家屋被害認定調査員の育成研修への参加回数	1回【R1年】	1回【毎年】
被災者支援システムの担当者実務研修の実施	0回【R1年】	1回【毎年】
<p>【総務課】</p>		
市庁舎耐震化進捗状況（再掲）	耐震補強未実施 【H30年】	
<p>【地域福祉課】</p>		
災害見舞金 火災全焼	2件【R1年】	
災害見舞金 床上浸水	1件【R1年】	
<p>【都市計画課】</p>		
市有建築物の耐震化率（再掲）	92%【H28年】	100%【R7】
<p>【消防総務課】</p>		
消防庁舎 新耐震基準により建築	建築済【H15年】	

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

注) < >は関係する施策分野

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

○非常用電源の確保

<行政機能／消防／防災教育等><情報通信><リスクコミュニケーション>

- ・防災行政無線、防災情報システムの機能維持のための保守、非常用電源の確保などが必要である。

○通信インフラ確保体制の整備 <情報通信>

- ・大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行えるよう、通信インフラに関わる事業者と連携を図る必要がある。

○情報収集伝達体制の強化 <情報通信>

- ・被災状況や住民の避難状況などの把握、迅速な応急活動のため、自転車による伝令を検討する必要がある。

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

重要業績指標	現状値（空欄は未設定）	目標値（空欄は未設定）
【危機管理室】		
情報システム関係事業者との災害協定締結数	13件【R1年実績値】	
市庁舎や消防庁舎の非常用電源設備の整備率（再掲）	100%【R2年】	
無線設備の非常用電源設備の整備率	100%【R2年】	
市民への情報伝達手段の多様化（再掲）		

4-2 テレビ・ラジオ放送の中止等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

○情報収集伝達体制の強化 <情報通信>

- ・市民への確実な情報発信のため、防災情報メールやSNS等を活用した災害情報の発信など、情報発信手段の多重化が必要である。
- ・訪日外国人への情報発信について、多言語化や文化の違いを考慮した情報の発信が必要である。
- ・学校等の避難所の場所を示す標識・ハザードマップ等の役割は重要である。

○災害情報共有化の推進 <情報通信>

- ・避難所等においては、テレビ・ラジオ放送の中止等で情報を受け取れない人がいることから、それ以外の手段で情報を入手し、情報共有する仕組みの構築が必要である。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

○非常用電源の確保

<行政機能／消防／防災教育等><情報通信><リスクコミュニケーション>

- ・防災行政無線、防災情報システムの機能維持のための保守、非常用電源の確保などが必要である。（再掲）

○河川水位の情報伝達 <住宅・都市>

- ・河川の水位情報収集の代替手段として、河川監視カメラ等を設置する必要がある。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

○情報収集伝達体制の強化 <情報通信>

- ・市民への確実な情報発信のため、防災情報メールやSNS等を活用した災害情報の発信など、情報発信手段の多重化が必要である。また、おおさか防災ネットや河川防災情報等のホームページのアクセス処理能力の確保が必要である。（再掲）
- ・訪日外国人への情報発信について、多言語化や文化の違いを考慮した情報の発信が必要である。（再掲）
- ・学校等の避難所の場所を示す標識・ハザードマップ等の役割は重要である。（再掲）

○災害広報体制の整備 <情報通信>

- ・防災情報を迅速かつ的確に収集し、市民に正確に伝えるため、レアラートを活用する等、メディアとの連携体制の充実を図る。

○避難体制の確立

<行政機能／消防／防災教育等><住宅・都市><リスクコミュニケーション>

- ・市民の避難行動を補完するため、防災マップ等の公表とともに、周知徹底を図る必要がある。

■現在の水準を示す指標（【】内のHは平成、Rは令和を示す）

重要業績指標	現状値（空欄は未設定）	目標値（空欄は未設定）
【危機管理室】		
市庁舎や消防庁舎の非常用電源設備の整備率（再掲）	100%【R2年】	
無線設備の非常用電源設備の整備率（再掲）	100%【R2年】	
情報システム関係事業者との災害協定締結状況（再掲）	13件【R1年】	
指定避難所と指定避難場所の指定箇所（再掲）	41箇所【R2年】	
【住宅政策課】		
啓発活動（広報掲載、まちまる、イベント等）の回数（実績/予定）（再掲）	6/4回【H30年】	4回【R1～3年】
【農とみどり推進課】		
B級ため池（4箇所）への防災テレメータ一設置箇所数（実績/予定）	1/4箇所【H30年】	
【警備救急課】		
自主防災組織数（実績/予定）（再掲）	4/6組織【R1年】	120組織【R8年】
自主防災組織の訓練実施件数（実績/予定）（再掲）	67/76件【R1年】	90件【R3年】
自主防災組織の育成指導件数（実績/予定）（再掲）	12/12件【R1年】	12件【R2～3年】

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

注) < >は関係する施策分野

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

○事業者によるBCPの策定 <産業構造>

- ・中小企業における中核事業の維持や早期復旧が可能となるよう、地域経済団体等と連携して、中小企業の主体的なBCP／BCMへの取り組みを支援する必要がある。
- ・電気・ガス等のライフラインの確保・早期復旧のため、ライフライン事業者のBCP策定の促進する必要がある。
- ・物流機能を確保するため、物流関係事業者のBCP策定を促進する必要がある。

○道路の安全確保 <交通・物流>

- ・緊急交通路の通行機能の確保、早期の道路啓開等が必要である。
- ・サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下を防ぐため、企業BCPの策定促進やライフライン・交通ネットワークの確保などが必要である。

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

重要業績指標	現状値（空欄は未設定）	目標値（空欄は未設定）
【商工観光課】		
BCP策定支援補助金（再掲）	0件【H30年】	

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

○ライフライン確保体制の整備 <行政機能／消防／防災教育等><官民連携>

- ・エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響を防ぐため、エネルギー（燃料）やライフラインの確保等を進める必要がある。
- ・ライフライン事業者に対し、災害により途絶した施設の応急措置や応急供給・サービス提供を行うよう求めるとともに、迅速かつ的確な応急復旧を行えるよう連携を進め需要がある。

○協力応援体制の整備 <行政機能／消防／防災教育等><官民連携>

- ・燃料の備蓄や企業との災害時の燃料供給に関する協定を締結するなど、燃料供給継続に向けた取り組みを進める必要がある。

○エネルギー供給源の多様化 <エネルギー・環境><官民連携>

- ・エネルギー源供給の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入や蓄電池・燃料電池の利活用等を促進する必要がある。

○事業者によるBCPの策定 <産業構造>

- ・エネルギー供給事業者、ライフライン事業者が事業を継続できるようBCPの策定を促進する必要がある。

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

重要業績指標	現状値（空欄は未設定）	目標値（空欄は未設定）
【危機管理室】		
ライフラインに関する災害時応援協定等の協定締結数（再掲）	9件【R2年】	
燃料供給に関する災害時応援協定の協定締結数	1件【R2年】	

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

【環境衛生課】

太陽光発電システム及び家庭用燃料電池（エネファーム）の設置費補助金交付件数（実績/予定）	157/251 件 【H30 年】	261 件 【R8 年】
--	-------------------	--------------

【商工観光課】

BCP 策定支援補助金（再掲）	0 件 【H30 年】	
-----------------	-------------	--

5-3 重要な産業施設や商業施設の損壊、火災、爆発等

○事業者によるBCPの策定＜産業構造＞

- 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等を防ぐため、関連事業所のBCPの策定等を進める必要がある。

○事業者による自主防災体制の整備

＜行政機能／消防／防災教育等＞＜住宅・都市＞

- 危険物施設等の火災、爆発等に対して、適切な消防対応ができる体制の構築が必要である。

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

重要業績指標	現状値（空欄は未設定）	目標値（空欄は未設定）
--------	-------------	-------------

【商工観光課】

BCP 策定支援補助金（再掲）	0 件 【H30 年】	
-----------------	-------------	--

【予防課】

防火管理講習受講者数（実績/予定）	93/100 人 【H30 年】	100 人 【R1～3 年】
-------------------	------------------	----------------

保安教育/消火訓練参加者数（実績/予定）	17,885 人 /17,000 人 【H31-R1 年】	17,000 人 【R3 年】
----------------------	----------------------------------	-----------------

5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

○輸送ルートの確保 ＜交通・物流＞

- 市域の物流・人流ルートを確保するため、幹線道路ネットワークの充実整備を進める必要がある。

○道路の安全確保 ＜交通・物流＞

- 緊急交通路の通行機能の確保、早期の道路啓開等が必要である。（再掲）

5-5 食料等の安定供給の停滞

○応援協定締結の推進 ＜行政機能／消防／防災教育等＞

- 食料品の安定供給の停止（集荷・分散機能の停止）を回避するため、関係事業者との災害時相互応援協定締結を推進するなど、災害時の体制を構築しておく必要がある。

○農地等の防災対策 ＜農林業＞

- 被災した農地や水路等の農業用施設の早期復旧に向けた体制の構築等が必要である。

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

重要業績指標	現状値（空欄は未設定）	目標値（空欄は未設定）
--------	-------------	-------------

【危機管理室】

備蓄食料の備蓄目標に対する備蓄数（実績/予定）（再掲）	14,000/12,050 食 【R1 年】	12,050 食 【R1～3 年】 12,050 食 【R8 年】
-----------------------------	---------------------------	--------------------------------------

5-5 食料等の安定供給の停滞

【農とみどり推進課】

応急措置に関する技術指導実施回数	0回【R1年】	
農業団体事業への補助金額（実績／予定）	5,373/5,780個【H30年】	5,780個【R1～3年】

5-6 異常渴水等による用水の供給の途絶

○水道施設の耐震化および長寿命化の推進 <住宅・都市>

- ・上水道、工業用水道及び農業水利施設の耐震化および、大阪府や水道事業者等との連携による人材やノウハウの強化等を進める必要がある。
- ・老朽化が進む水道施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める必要がある。

○危機時の代替水源の確保 <行政機能／消防／防災教育等>

- ・水資源関連施設の機能強化、既存ストックを有効活用した水資源の有効利用、危機時の代替水源の確保を進める必要がある。

○水道の早期復旧及び飲料水の確保

<行政機能／消防／防災教育等><住宅・都市>

- ・大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、雨水や再生水の利用などの水資源の有効な利用等を普及・推進する必要がある。

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

重要業績指標	現状値（空欄は未設定）	目標値（空欄は未設定）
【水道工務課】		
配水池の耐震化率	86.8%【H26年】	100%【R8年】
管路の耐震適合率	21%【H26年】	43%【R8年】
重要給水ルートの耐震適合率	32%【H26年】	75%【R8年】
管路の年間更新率	1.54%【H26年】	1.7%【R8年】
企業団停止時の供給可能率	65.6%【H26年】	56%【R8年】
自己水停止時の供給可能率	100%【H26年】	100%【R8年】

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

注) < >は関係する施策分野

6-1 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止		
○事業者によるBCPの策定 <行政機能／消防／防災教育等><エネルギー・環境>		
<ul style="list-style-type: none"> 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPGガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止を防ぐため、関連事業所のBCPや防災対策計画の策定を促進する必要がある。 燃料等の流通備蓄や広域的な相互応援体制の構築などが必要である。 		
○エネルギー供給源の多様化 <エネルギー・環境>		
<ul style="list-style-type: none"> エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入や蓄電池・燃料電池の利活用等を促進する必要がある。 		
■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）		
重要業績指標	現状値（空欄は未設定）	目標値（空欄は未設定）
【危機管理室】		
燃料供給に関する災害時応援協定の協定締結数（再掲）	1件【R2年】	
【環境衛生課】		
太陽光発電システム及び家庭用燃料電池（エネファーム）の設置費補助金交付件数（実績/予定）（再掲）	157/251件【H30年】	261件【R8年】
【水道工務課】		
上原減圧水槽マイクロ水力発電	(令和2年度開始)	288MWh

6-2 水道等の長期間にわたる供給停止

○水道の災害対応力の強化<住宅・都市>		
<ul style="list-style-type: none"> 水道等の長期間にわたる供給停止を防ぐため、水道施設（管路・浄水施設・配水池等）の老朽化・耐震化対策を促進する必要がある。 災害時の相互応援協定等を基本とした水道事業者間での連携強化の働きかけや、水の確保のための広域的な応援体制の構築などが必要である。 		
■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）		
重要業績指標	現状値（空欄は未設定）	目標値（空欄は未設定）
【水道工務課】		
配水池の耐震化率（再掲）	86.8%【H26年】	100%【R8年】
管路の耐震適合率（再掲）	21%【H26年】	43%【R8年】
重要給水ルートの耐震適合率（再掲）	32%【H26年】	75%【R8年】
管路の年間更新率（再掲）	1.54%【H26年】	1.7%【R8年】

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

○下水道機能の確保 <行政機能／消防／防災教育等><住宅・都市>

- ・汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、処理施設、管渠等の老朽化・耐震化対策、早期復旧のための下水道BCPに基づき、速やかに下水道機能を維持・回復することができる体制の構築などを進める必要がある。

(大阪府強靭化地域計画 別紙1 P.脆弱性-26) (再掲)

○協力体制の整備 <エネルギー・環境>

- ・被災地域の衛生状態を確保するため、避難所等の生活ごみや仮設トイレ（汲取り式）の適正処理のための関係機関との連携体制の充実、広域的な支援の要請・調整を行う必要がある。（再掲）

■現在の水準を示す指標（【】内のHは平成、Rは令和を示す）

重要業績指標	現状値（空欄は未設定）	目標値（空欄は未設定）
【下水道課】		
重要な汚水管路の耐震化率（再掲）	7.6%【R1年】	15.0%【R6年】
下水道事業継続計画（BCP）策定（再掲）	策定済【R1年】	
汚水管路の老朽化対策累積延長（再掲）	21.9km【R1年】	25.1km【R6年】
管理浄化槽（寄付含む）排水BOD平均値（浄化槽法11条による定期検査結果）	9.7mg/L【R1年】	20.0mg/L以下【R6年】
浄化槽目標管理基数	727基【R1年】	806基【R6年】
避難所におけるマンホールトイレシステムの整備数	0箇所【R1年】	10箇所【R7年】

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

○交通確保体制の整備 <交通・物流>

- ・交通インフラの長期間にわたる機能停止を防ぐため、幹線道路ネットワークの整備等の防災対策を進める必要がある。

○道路の安全確保 <交通・物流>

- ・緊急交通路の通行機能の確保、早期の道路啓開等が必要である。（再掲）

■現在の水準を示す指標（【】内のHは平成、Rは令和を示す）

重要業績指標	現状値（空欄は未設定）	目標値（空欄は未設定）
【道路交通課】		
橋梁長寿命化対策進捗率（実績/予定）（再掲）	8/8%【H30年】	27%【R8年】
都市計画道路の整備率	75.8%【R2年】	

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

○都市基盤施設の防災機能の強化 <農林業><国土保全・土地利用>

- ・防災インフラの長期間にわたる機能不全を防ぐため、河川護岸、下水道施設、ため池等の老朽化対策や耐震化対策を推進する必要がある。

○広域避難計画等の検討

<行政機能／消防／防災教育等><リスクコミュニケーション>

- ・防災インフラの長期間にわたる機能不全によって、被害が長期的に発生する場合に備えて、広域避難計画等の検討を行う必要がある。

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

重要業績指標	現状値（空欄は未設定）	目標値（空欄は未設定）
【危機管理室】		
避難所の相互利用に関する災害時応援協定の協定締結数	9 件 【R2 年】	
【農とみどり推進課】		
河川の流水断面の確保（実績/予定） （再掲）	430/430m 【H30 年】	400m 【R2～3 年】
（樋門装置の維持補修）委託、工事件数（実績/予定）（再掲）	7/8 件 【H30 年】	8 件 【R1～3 年】
【下水道課】		
重要な汚水管路の耐震化率（再掲）	7. 6% 【R1 年】	15. 0% 【R6 年】
汚水管路の老朽化対策累積延長（再掲）	21. 9km 【R1 年】	25. 1km 【R6 年】

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

注) < >は関係する施策分野

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災発生による多数の死傷者の発生

○市街地等の不燃化 <住宅・都市>

- ・地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生を防ぐため、市街地等での被害を減らす必要がある。
- ・老朽建築物の除却や道路・公園の整備、防火規制の強化などのまちの不燃化、都市計画道路の整備早期化等による延焼遮断帯の整備などの対策を進める必要がある。（再掲）

○消防力の充実 <行政機能／消防／防災教育等><官民連携>

- ・大規模火災による被害を軽減するため、消防力の強化、緊急消防援助隊等の受入れ体制整備、消防団の活動強化、消防用水の確保などを進める必要がある。

○火災予防対策の推進 <行政機能／消防／防災教育等><住宅・都市>

- ・通電火災などの電気火災を防ぐために感震ブレーカーを設置するなどの普及啓発を行う必要がある。
- ・住民が火災の危険性を事前に把握するため、防災マップの更新により、火災などの危険性を示す必要がある。（再掲）

○避難体制の確立

<行政機能／消防／防災教育等><住宅・都市><リスクコミュニケーション>

- ・市民が安全な避難を行うため、避難所や緊急避難場所の指定などを進める必要がある。（再掲）
- ・文化財の所有者・管理者の防災意識を啓発し、消火栓の設置・改修、消火・避難訓練の実施などを働きかける必要がある。

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

重要業績指標	現状値（空欄は未設定）	目標値（空欄は未設定）
危機管理室		
地域版ハザードマップの作成支援団体数（実績/予定）（再掲）	4/15 団体【R1年】	15 団体【R1～3年】
指定避難所と指定避難場所の指定箇所（再掲）	41 箇所【R2年】	
消防訓練件数（実績/予定）（再掲）	148/180 件【R1年】	180 件【R2～3年】
自主防災組織数（実績/予定）（再掲）	4/6 組織【R1年】	120 組織【R8年】
自主防災組織の訓練実施件数（実績/予定）（再掲）	67/76 件【R1年】	90 件【R3年】
自主防災組織の育成指導件数（実績/予定）（再掲）	12/12 件【R1年】	
【住宅政策課】		
老朽危険空家の除却補助制度（再掲）	1 件【H30年】	
啓発活動（広報掲載、まちまる、イベント等）の回数（実績/予定）（再掲）	6/4 回【H30年】	4 回【R1～3年】
【農とみどり推進課】		
公園の整備件数（実績/予定）（再掲）	15/10 件【H30年】	10 件【R1～3年】
【消防総務課】		
消防車両等の配置台数（本署及び4分署）（実績/予定）（再掲）	30/30 台【H30年】	

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災発生による多数の死傷者の発生		
消防団員数の定数管理（水防団員数） （実績/予定）（再掲）	310/350 人【H30 年】	350 人【R1～3 年】
【予防課】		
感震ブレーカー等の設置などの火災 予防啓発活動実施回数（実績/予定）	4/3 回【R1 年】	3 回【R3 年】
【警備救急課】		
修繕消火栓数（再掲）	3 基【R1 年】	
水道管入替えによる新設消火栓の設 置（再掲）	3/5 基【R1 年】 （実績/予定）】	
水道管入替えによる既設消火栓の入 替え（実績/予定）（再掲）	19/35 基【R1 年】	

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺		
○道路通行機能の確保 <住宅・都市><交通・物流>		
<ul style="list-style-type: none"> ・沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺を防ぐため、緊急交通路等の通行機能を確保する。 ・道路下空間の水道・下水道等のインフラ施設の老朽化・耐震化対策などが必要である。 ・ブロック塀等の倒壊により、広域緊急交通路に通行障害が生じることを防ぐため、建物に附属する耐震性が不十分なブロック塀等を解消する。 		
○道路通行の円滑化 <交通・物流>		
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の道路通行を円滑にするため、迅速な道路啓開、交通規制、災害廃棄物の早期処理等を実施する必要がある。 		
■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）		
重要業績指標	現状値（空欄は未設定）	目標値（空欄は未設定）
【下水道課】		
重要な汚水管路の耐震化率（再掲）	7.6%【R1 年】	15.0%【R6 年】
汚水管路の老朽化対策累積延長（再 掲）	21.9km【R1 年】	25.1km【R6 年】
【水道工務課】		
管路の耐震適合率（再掲）	21%【H26 年】	43%【R8 年】

7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による 多数の死傷者の発生		
○地盤災害予防対策の推進		
<行政機能／消防／防災教育等><情報通信><リスクコミュニケーション>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生を防ぐため、ため池の防災・減災対策、土砂災害対策や山地災害対策等を実施する必要がある。 ・豪雨等で流出堆積した流木・土砂を早期に撤去する必要がある 		
○避難勧告等の判断・伝達マニュアルの改訂		
<行政機能／消防／防災教育等><情報通信>		
<ul style="list-style-type: none"> ・的確な避難勧告等の判断及び住民への情報伝達ができるよう、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの改訂を進める必要がある。（再掲） 		

7-3 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

重要業績指標	現状値（空欄は未設定）	目標値（空欄は未設定）
【危機管理室】		
富田林市避難勧告等の判断・伝達マニュアル改訂（再掲）	改定済【R1年】	
【農とみどり推進課】		
防災・減災対策を重点的に推進するため池（B級ため池：新池、寺池、須賀小池、久保堂池）補修・改修箇所（実績/予定）（再掲）	30/29件【H30年】	35件【R2～3年】
山腹崩壊危険地区	18箇所	
崩壊土砂流出危険地区	1箇所	
土石流危険渓流および土砂災害警戒区域	土石流危険渓流 60箇所、21渓流 【H15年公表】	
	土砂災害警戒区域 39箇所【H29年】	
	土砂災害特別警戒区域 29箇所【H29年】	

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃

○管理化学物質等の災害予防対策 <エネルギー・環境>

- 有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃を防ぐため、火薬類・高圧ガス製造事業者等の保安対策、管理化学物質の管理事業者における適正管理、有害物質（石綿・P C B）の拡散防止対策、毒物劇物営業者における防災対策などが必要である。

7-5 農地・森林等の被害による土地の荒廃

○防災機能等の強化 <農林業><国土保全・土地利用>

- 農地・森林等の被害による土地の荒廃を防ぐため、被災農地・森林等の早期復旧、土砂災害対策、山地災害対策、森林整備などの施策が必要である。

○森林整備・保全活動等の推進 <農林業>

- 農地・森林等の荒廃を防ぐための、鳥獣害対策の強化、自然公園等の整備、ボランティア等による森林整備・保全活動等の推進が必要である。

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

重要業績指標	現状値（空欄は未設定）	目標値（空欄は未設定）
【農とみどり推進課】		
観測局等の修繕回数（実績/予定）	0/1回【H30年】	1回【R1～R3年】
鳥獣侵入防止柵等の整備	10,595m【R1年】	6,000m【H30～R2年】

8. 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

注) < >は関係する施策分野

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態

○災害廃棄物処理体制の確立 <エネルギー・環境>

- ・大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害廃棄物処理体制の確保、関係機関と連携した広域的な処理体制の整備を図る必要がある。

○災害ボランティア対策 <行政機能／消防／防災教育等><人材育成>

- ・災害ボランティア対策として、災害ボランティアコーディネーターの育成や個人のスキルアップのための研修などを実施する必要がある。

8-2 復興を支える人材等（専門家・コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

○災害復興体制の確立 <人材育成>

- ・復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態を防ぐため、復興方針（復興ビジョン）・復興計画策定マニュアルの作成・充実、復興都市づくりにおける人材育成、建設業の担い手確保（働き方改革）等の施策を進める必要がある。

○罹災証明発行体制の強化 <行政機能／消防／防災教育等><人材育成>

- ・早期の被災者支援のため、罹災証明発行及び住家被害認定を迅速に行うための研修等を実施する必要がある。

○応急危険度判定体制の整備 <人材育成>

- ・二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災住宅危険度判定士の養成、登録を大阪府等と連携し進める必要がある。

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

重要業績指標	現状値（空欄は未設定）	目標値（空欄は未設定）
【危機管理室】		
家屋被害認定調査員の育成研修への参加回数（再掲）	1回【R1年】	1回【毎年】
被災者支援システムの担当者実務研修の実施（再掲）	0回【R1年】	1回【毎年】
人材派遣に関する災害時応援協定締結数	13件【R2年】	
被災建築物応急危険度判定士登録者数	22人【R2年】	
被災宅地危険度判定士登録者数	17人【R2年】	

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

○水害予防対策の推進 <国土保全・土地利用>

- ・広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態を回避するため、河川堤防、下水道施設等の老朽化・耐震化対策を進める必要がある。

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

○下水道機能の確保 <住宅・都市>

- ・関係機関と連携し、ポンプ場の機能確保やポンプ車等による排水等の長期湛水の早期解消のための手順を定める必要がある。

○広域避難計画等の検討

<行政機能／消防／防災教育等><リスクコミュニケーション>

- ・被害が長期的に発生する場合に備えて、広域避難計画等の検討を行う必要がある。

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

重要業績指標	現状値（空欄は未設定）	目標値（空欄は未設定）
【危機管理室】		
災害時指定避難所の一時避難所としての相互利用に関する協定締結数	9件【R2年】	
【農とみどり推進課】		
(樋門装置の維持補修)委託、工事件数(実績/予定)(再掲)	7/8件【H30年】	8件【R1~3年】
河川の流水断面の確保(実績/予定)(再掲)	430/430m【H30年】	400m【R2~3年】
土砂・流木による被害の危険性が高いと想定される河川への透過型砂防堰堤等の整備	0件【H30年】	
【下水道課】		
下水道事業継続計画(BCP)策定(再掲)	策定済【R1年】	
避難所におけるマンホールトイレシステムの整備数	0箇所【R1年】	10箇所【R7年】
重要な汚水管路の耐震化率(再掲)	7.6%【R1年】	15.0%【R6年】

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティーの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

○文化財保護対策の推進 <住宅・都市>

- ・文化財の所有者・管理者の防災意識を啓発し、消火栓等の設置・改修、消火・避難訓練の実施などを働きかける必要がある。

○被災者支援対策の推進 <住宅・都市><金融>

- ・地域コミュニティーの維持・人口流出防止のため、応急仮設住宅の早期供給体制の整備、住宅関連情報の提供、復旧資機材（建設資材・木材・機械等）の調達・確保、被災者の生活再建支援（雇用機会の確保など）などが必要である。

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

○建設候補地の選定等 <国土保全・土地利用>

- ・事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、地籍調査による土地境界の確定、復興に向けた土地利用方針の早期公表、住宅等の早期供給体制の整備、中小企業等の事業再開のための措置などの施策が必要である。

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な被害

○中小企業等の復興支援 <金融><産業構造><情報通信>

- ・風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な被害を防ぐため、風評被害防止のための正しい情報発信、中小企業の事業再開のための措置、被災者の雇用機会確保などの施策が必要である。

○雇用機会の確保 <産業構造>

- ・感染症の蔓延による大量の失業・倒産等による経済等への甚大な被害を防ぐため、中小企業の事業再開のための措置、失業者への雇用機会確保などの施策が必要である。
(再掲)

■現在の水準を示す指標（【 】内のHは平成、Rは令和を示す）

重要業績指標	現状値（空欄は未設定）	目標値（空欄は未設定）
【商工観光課】		
商工会会員数（年度末時点）（実績/予定）	2,187/2,340人【H30年】	2,500人【R8年】

【別紙2】個別事業一覧（具体的な取り組み）

(例)

担当部署	高齢介護課		
事業名	補助事業	事業概要	施策分野
地域医療介護総合確保基金事業	地域介護福祉空間整備等施設整備交付金	高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー設備等の整備、耐震化改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電・給水設備の整備、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修の対策を講じる。	③ 保健・医療・福祉

担当部署	道路交通課		
事業名	補助事業	事業概要	施策分野
トンネル・ボックスカルバート定期点検	道路メンテナンス事業費補助制度	トンネル・ボックスカルバートの長寿命化を図るため定期点検を実施する	⑧交通・物流
舗装・道路付属物点検	防災安全交付金	舗装・道路付属物の長寿命化を図るために点検を実施する	⑧交通・物流
橋梁長寿命化対策工事	道路メンテナンス事業費補助制度	道路橋定期点検で対象となった橋梁を修繕し長寿命化を図る	⑧交通・物流
桜井1号線（喜志第2号踏切）	防災安全交付金	踏切事故の解消による安全・安心の確保	⑧交通・物流

担当部署	住宅政策課		
事業名	補助事業	事業概要	施策分野
既存民間建築物耐震化推進事業	防災・安全交付金	耐震診断・改修・除却を行う所有者に対して、費用の一部の補助を行う。	②住宅・都市
市営住宅整備事業	社会資本整備総合交付金 地域居住機能再生推進事業	市営住宅の営繕事業を行う。	②住宅・都市
空家対策事業	防災・安全交付金	老朽危険空家の除却を行う所有者に対して、費用の一部の補助を行う。	②住宅・都市
空家対策事業	住宅市街地総合整備促進事業費補助	特定空家等の行政代執行を行う。また、老朽危険空家の除却を行う所有者に対して、費用の一部の補助を行う。	②住宅・都市

担当部署	農とみどり推進課		
事業名	補助事業	事業概要	施策分野
鳥獣被害防止総合支援事業	鳥獣被害防止総合対策交付金	捕獲機材購入費、受講費等の費用の2分の1を補助	⑨農林業
富田林市公園施設長寿命化計画策定調査	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金事業	都市公園の長寿命化計画策定	②住宅・都市
富田林市公園施設長寿命化対策支援事業	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金事業	都市公園の公園施設の改修	②住宅・都市

担当部署	消防総務課		
事業名	補助事業	事業概要	施策分野
災害対応特殊消防ポンプ自動車（C D—I型）更新	緊急消防援助隊設備整備費補助金	車両更新整備計画に基づく車両更新	①行政機能／消防／防災教育等
災害対応特殊救急自動車 更新	緊急消防援助隊設備整備費補助金	車両更新整備計画に基づく車両更新	①行政機能／消防／防災教育等
消防救急デジタル無線設備 更新	緊急消防援助隊設備整備費補助金	無線機更新整備計画に基づくデジタル無線の更新	①行政機能／消防／防災教育等
耐震性貯水槽（40 m³型）整備	消防防災施設整備費補助金	耐震性貯水槽（40 m³型）の補修	①行政機能／消防／防災教育等
高機能消防総合整備事業	消防防災施設整備費補助金	高機能消防総合整備の更新	①行政機能／消防／防災教育等

担当部署	下水道課		
事業名	補助事業	事業概要	施策分野
下水道台帳管理システム構築業務	広域化関連事業	南河内3市町村下水道台帳管理システム構築業務	①行政機能／消防／防災教育等
富田林市総合地震対策事業	下水道総合地震対策事業	管更生工事及び実施設計	②住宅・都市
富田林市下水道管渠長寿命化PFI事業	ストックマネジメント計画関連事業	ストックマネジメント計画による管路施設の点検調査及び改築等	②住宅・都市
老朽化対策事業	ストックマネジメント計画関連事業	ストックマネジメント計画による管路施設の点検調査及び改築等	②住宅・都市
雨水調整槽整備事業	新世代下水道支援事業制度	雨水調整槽の設置	②住宅・都市

担当部署	教育総務課		
事業名	補助事業	事業概要	施策分野
小学校大規模改造事業	学校施設環境改善交付金	大規模改造（トイレ改修）	②住宅・都市
中学校大規模改造事業	学校施設環境改善交付金	大規模改造（トイレ改修）	②住宅・都市
幼稚園大規模改造事業	学校施設環境改善交付金	大規模改造（トイレ改修）	②住宅・都市
小学校防災機能強化事業	学校施設環境改善交付金	防災機能強化（児童生徒等の安全確保） ブロック塀等安全対策	②住宅・都市
中学校防災機能強化事業	学校施設環境改善交付金	防災機能強化（児童生徒等の安全確保） ブロック塀等安全対策	②住宅・都市
幼稚園防災機能強化事業	学校施設環境改善交付金	防災機能強化（児童生徒等の安全確保） ブロック塀等安全対策	②住宅・都市